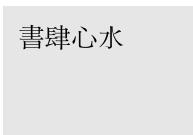


滿洲問題・日露戦争・終戦講和

小村外交と国際政局 1901-1905

外務省編著
信夫淳平原著

書肆心水



本書は外務省編『小村外交史』（一九五〇年六月改新附刊行）から満洲問題と日露戦争に関する部分を抽出して一書としたものである。『小村外交史』は信夫淳平が大正時代に外務省の重要外交文書を用いて作成した稿本「侯爵小村寿太郎伝」を戦後外務省が改訂増補して刊行した。本書では片仮名書きの資料を平仮名書きにすることをはじめ、現在一般の読者が読みにくさを感じることがないように、表記の現代化をはかっている。

目 次

桂内閣の成立 (9)

満洲問題の前半 (15)

露清密約の打破 (15) 満洲還付協約成る (27)

日英協約の締結 (41)

同盟交渉の発端 (41) 同盟交渉の経過並びに成立 (49)

満洲問題の後半及び日露の開戦 (77)

満韓問題に関する日露協議 (77) 露国の満洲撤兵不実行 (79) 日露の交渉 (94) 交渉の断絶 (121) 交渉断絶前における列国との関係 (126)

戦時外交 (136)

対露反駁及び中立国の態度 (136) 外債募集 (158) 旅順陥落前後における講和論の推移 (164) 奉天会戦後における講和問題 (175) 日本海海戦から米国大統領の和議斡旋 (189)

ポーツマス講和会議 (197)

いよいよ講和期に入る (197) 講和条件の整備並びに全権委員の渡米 (217) 談判の開始 (238) 談判の難関 (259) 講和の成立 (293)

索引 (319)

本書における表記について

一、本書では現在一般的の読者が読みにくさを感じることがないよう、左記の表記調整および、片仮名書き資料の平仮名化をおこなっている。表記調整処理は引用文についても同様である。(多くの主な引用資料は現在インターネットでその原文を見ることができる。なお、元の本の引用文も全く原文のままの表記で引用されているわけではない。)

一、仮名遣いは(引用文においても)現代仮名遣いを使用した。元の本では旧仮名遣いと現代仮名遣いが混じっている。仮名の拗音促音は小字を使用し、送り仮名を現代的に加減した。

一、旧字体の漢字は新字体の標準字体におきかえた。「亘」「劃」「聯」「歿」「附」「儼」「捷」「媾」「慾」「束／翰」は(字義が同じである場合にかぎり)現代一般に使われている「亘」「画」「連」「没」「付」「敵」「勝」「講」「欲」「簡」のほうに揃えるか、おきかえるかした(但し熟語として一方の字しか使われない場合は例外。例、宸翰)。「着手」「意嚮」「抵触」「形迹」「恢復」はそれぞれ同義の「着手」「意向」「抵触」「形跡」「回復」におきかえた。「拾」が数字として使われている場合は「十」におきかえた。踊り字(繰り返し記号)は「々」のみを使用し、その他の踊り字は仮名に戻した。

一、「之を」「其の」「此の」「亦」「紐育」「西班牙」「愈々」「悉く」「頗る」「忽ち」「徐に」など、現在一般的な文書で漢字表記が避けられるものをはじめ、「暫く」「殆ど」「寧ろ」「貫う」程度の難読度のものも平仮名表記におきかえ、読み仮名ルビを多めに加えた。片仮名語の表記は原則として元の本のままであるが、例外的に表記を(仮名遣いの範囲を超えて)現代化したものがある。(例、フヒリツピソ→フィリピン、サガレン→サハリン、ニコラス→ニコライ、パリー→パリ。)

一、掲載を中略したところがある。中略したところには「」の印をつけた(合計五箇所)。本書主旨範囲外の一部資料や本書非収録部分を参照している記述などである。

一、段落替えされた引用文(鉤括弧の有無は問わない)の体裁は(それが厳密な引用文であるか否かを問わず)次のように処理した。(1)引用の冒頭に(箇条書き等の場合は引用が始まる直前の段落末尾に)鉤括弧より視認しやすい「——」を挿入し、引用が終わるところにも「——」を挿入した。なお、引用文中の段落替わり冒頭に繰り返して開きの鉤括弧が置かれているところには(そこに中略があるようではない場合にも)「——」を繰り返し挿入した。(2)原文片仮名表記のものは平仮名表記におきかえて、引用の末尾に「カ」の印を置いた。また濁点を補った。(3)中略点(……)の長さは二字分で統一した。

一、句読点を加減調整し、鉤括弧の用法は現在一般的な方法に従って調整した。その他、表記不統一を整理したものがある。

一、本書刊行所による注記は「」括りで記した。語義注は初出箇所でその文脈に適した意味を記し、ごく簡潔に記しにくいものは注記を避けて読み仮名ルビのみを付した。

滿洲問題・日露戦争・終戦講和——小村外交と国際政局

1901-1905

満洲問題の前半

露清密約の打破

小村を外相に迎えた桂内閣は、北清事件に対する善後のこと未だ全く落着しない間に、更に重大な満洲問題の対策を講ぜざるべからざる時運に会した。満洲問題は實に外務大臣として小村の鉄腕を試みる第一の盤根錯節〔複雑に入り組んだ解決困難の事〕であった。

そもそもウラジオ港が冬期において軍港として効能を欠くため、別に太平洋方面に不凍港を獲、背面地域を固めてこれを己れの掌中に置こうとするは、露国の極東政策の根本であったことは言うをまたない。露国はこの政策を実行するについて、乗ずべきの機会を久しくまつていた。時あたかも義和団の乱起り、その波動は満洲に及び、三十三年〔一九〇〇〕六七月の交、一団の暴徒、奉天付近の鉄道を破壊し、進んで田庄台の天主教会堂を焼毀し、なお進んで牛莊付近に迫るに至つた。當時馬賊官兵もまた拳匪に加わり、勢い日に猖獗〔猖狂〕となり、北満洲地方にも波及し、拳匪馬賊官兵混合の一隊は吉林に入り、北進して愛琿を侵し、次いで対岸のブラゴヴェシチエンスクを襲い、露軍の火薬庫を破壊し、露國將卒三十余名を殺し、転じて黒竜江の航行を杜塞し、ハルビン付近の鉄道をも破壊して旅順との連絡を絶つた。露国は年来の企図を遂行するの機熟せりとし、言を鉄道の保護と暴徒の弾圧とに托して大兵をシベリア方面及び旅順から派し、満洲要地の占領を企て、七月以降その攻略に着手し、十月に入り遂に東三省全部を挙げて占領した。露国は「満洲占領の目的は鐵道保護にあつて何等政治的意味を有せず、事情許すに至らば直ちに撤兵して満洲を清國に還付すべく、満洲地方における他國の権利は毫もこれを毀損せざる」旨を宣明し、併せてこれを我が國その他関係列国政府に通牒した。しかも事実満洲

における露軍の行動は高圧横暴を極め、鐵道敷設に危害を及ぼすの憂いなき市邑にも、理由なき攻撃を加えてこれを占領し、その占領するにあたつて無辜の人民を虐殺すること万を算した。そしてその占領した市邑は、例えばサハリンをばイリンスキーに、愛輝^{あい}はポストフリーナイヤに、チハルはコンナイヤといえるが如く、概ねこれを露式に改名し、着々永久占領の実を示した。

満洲における露国のかかる行動が関係列国の注目を惹きつつありし際に、英独協約は獨国の発意に由り英國との間に議進み、三十三年〔一九〇〇〕十月十六日をもってロンドンにおいて成立した。要は（一）清国の河川及び沿海の諸港を何国に差別なく總てその国民の貿易その他各種正当の經濟的活動に対し自由に開放し置くは列国に共通する永久の利益なるにつき、両国政府はその勢力を及ぼし得る限り、總ての清國領土に対しこの主義を守るべきこと。（二）両国政府は現下の紛擾を利用してその自己のため清國版圖内において何等領土上の利益を獲得せざるべく、かつその政策をして清國領土の状態を変ぜずして維持するの方針に向わしむること。（三）他の外國にて清國現下の紛擾を利用して形式の如何にかかわらず領土上の利益を獲得せんとするときは、両国は清國におけるその自由の利益を保護するため、追つて執ることあるべき措置に關してあらかじめ協商を遂ぐべきことを留保すること。（四）両国政府は他の關係列国、殊に奥地、仏、伊、日、露、米の諸國に本協定を通知し、これに記載せる主義を認容せんことを勧誘することとある。

両国政府は關係列国に対し右協約への贊同方を勧誘した。仮使伊諸國はこれに同意した。我が政府は本協約の主義に賛成するは協約國たると同一の地位を占むるものなるやについて両国政府の所見を確かめ、その肯定的証言を得たので、これに加入して該協約所載の主義を受認する旨同十月二十九日をもって両国政府に声明した。露國政府は、本協約に加盟するの意は宣明せずして、單にその包含する趣旨に關し自國の意見を披陳したに止まつた。つまり露國は満洲における行動の自由を阻礙するが如き何等約定に加わるを避け、形勢に応じて任意その態度を変更する余地を存したのである。

されど英独協約そのものは、後段述ぶるところの露清密約すなわち第一回露清協約案の世に伝わつた折、我が駐独井上公使が三十四年〔一九〇二〕一月十四日獨国外務次官に露國の満洲において領土的利益を獲得せんとするは英独協約の趣旨に背反せずやと質問したのに対し、彼は「満洲は獨國勢力を行使せざる地方であるから、自國は当初から満洲を該協約の範囲以外にあるものと認めていた」旨を答へ、二月二十二日同国外務大臣は同公使に対し「露國は數年前清國との約定に依り、満洲に関し獨國に知れおらざる特權を取得したものと信ぜらるるから、英独協約の締結當時において獨國は満洲に

干涉せざるべき旨英國政府と協定した」と述べ、次いで三月十五日、獨國宰相は帝國議会において「英獨協約は滿洲に適用せられず」と公然声明し、かつ「滿洲不適用のことは協約締結の當時これを英國政府に明瞭に表明せり」と述べた。我が政府の該協約に加盟したのは、その文面上明らかに清帝國全部に適用せらるべきものと解釈したからであるが、これ等の答弁声明により該協約は骨抜となつたのである。政府はこれについて英國政府の見解を質したところ、同政府は「(一) 協商第二条は英國政府の意見ではこれを滿洲諸省にも適用すべきものなること。(二) けれども英國政府は、右第二条を如何に他国政府が解釈するかを責任を以て言明する能わざること。(三) 獨國政府は清國政府に対し、獨國政府の意見にては清国は、その列国全体に對して負うところの責務を計量するを得るまでは、かつその責務を應諾するまでは、領土的及び財政的性質を帯びたる條約をいづれの国とも締結すべからず」との意を通告したことを答え、その後数日を経た三月二十八日、英国外相ランズダウンは上院において、外務次官クランボンは下院において、いづれも「英獨協約談判の間において獨國政府は、滿洲はその勢力の及ぶところでないが故に、その第一条は獨國の関する限りにおいては滿洲を包含せざることを英國政府に暗示した。その第二条は何等の制限なきものなれば、清國の全部に適用せられ、したがつて滿洲にもまた適用せらるものである。獨國政府の解釈が如何なるにもせよ、英國政府の意見は右の通りである」と説明した。當時我が加藤外相は衆議院において、英獨協約の解釈に関し前記英國政府の見解を援引して説明したのを、ベルリンの一新聞は半官的にこれを評し「日本外務大臣の声明は獨國に対し毫も友情を欠ける所為とは認めざるも、滿洲を協約以外に立たしむる獨國の見地はこれがために影響を蒙らない。日本にしてその勢力を滿洲に及ぼすの位地にありと思惟せば、これをなすこと勝手なるも、獨國に向つてその援助を求むることは望めない。如何なる解釈の下に日本が該協約に加盟したるやは日本自身のこととに属する」といった。もつて獨國政府の態度を知ることが出来る。要するに獨國の目的は山東省において独占的利益を保持すると同時に揚子江における門戸開放の利益を得ようとするにあつて、滿洲の如きは深く関心するところでなかつたのである。かくして英獨協約の適用に関する右の解釈問題はその後自然消滅となり、協約それ自身もまた日露間における滿洲問題の発展と共に自然空文と化した。

さるほどに北清事変の善後談判が北京において歩を進めている際に、露國は一方の手を列国代表者と握りつつ他方の手をば密かに清廷の一角に延ばし、密かに列国協調より離れて別に滿洲に関しその私利私益を計るの拳に出でた。すなわち英獨協約の成った翌十一月、露國極東總督アレクセーエフは奉天將軍增祺を誘つて、露國の保護の下に清國行政を復立さ

せんとして、遂に奉天省内各地における鉄道保護及び地方安寧のためと称する露国兵の駐屯及び奉天省諸官憲のこれに対する便宜供与等を主眼とする九箇条の約定案を作り、旅順において、清国道台周冕と在旅順露国外交事務総長ヨロストヴエツツをしてそれに調印せしめた。

要は露国はこの約定により、満洲における軍事行政の実権を掌握せんとするもので、これは露国の列国に対し累次なし来たつた宣言に違反するのみならず、列国の唱和せる清国保全の主義と北清事変に処する協同措弁の方針にも背馳するものであるは論をまたない。けれども露国は頗着なく、奉天將軍をしてこれを北京政府に移送せしめ、正式の条約として承認せしめようとした。李鴻章はその承認を肯じなかつた。露国公使は執拗にこれを迫り、その結果改めて満洲還付に関する談判を露都にて行うこととなつた。折から小村は西公使に代つて新たに北京駐箚となつた。小村が翌三十四年（一九〇二）の一月慶親王と会見した際、親王は小村に満洲問題に関しては露国政府と交渉するの全権を駐露清国公使楊儒に与えたこと、及びこの談判は前述の旅順約定に關係なく、新規の基礎の上に行わるべきことを語つたので、小村はこれに対し「宜しく露国に向つてその累次宣言したる通り速やかに満洲撤兵を実行すべきこと」を主張し、かつ「満洲をして事實上露国の領有に帰せしむるが如き譲与は總て拒絶し、もつて同地方の復旧を計ること」を切言した。慶親王はこれに對し「鉄道保護上必要欠くべからざる程度以上の譲与は断じてなざるように注意すべき」旨を確言した。

満洲に関する露清の交渉が露都にて行わるべしとの報道に接した我が政府は、駐露珍田公使をして、露国外相ラムスドルフに右の事実の有無、及び事實とせばその交渉の性質を質せしめた。ラムスドルフの答弁は、「満洲問題は露清両国専属の案件であるから、日本政府の質問に対しては正式に答へねばならぬ義務ありとは思はず、満洲における露国の今日の位地は、國境における清兵の侵襲に対する自衛の結果であるから、たゞ露国にして同地を永久占領するも、權利上毫も非難を受くべき理はない。けれども實際においては、露国は敢えて征服者の権利を実行するの意思を有せず、その累次の声言通り、清國官憲に行政を還付し、満洲における現下の位地より退く積りである。もつともこれを行うにあたり、鉄道の保護、國境の安固等に關し清國の中央政府及び地方官と適當の協定を遂ぐるのは必要であるが、その交渉を露清両都のいずれにてなすべきかは未定で、その交渉の性質如何の如き、今何とも予言し得ない」というにあつた。

かかる間に露清の交渉は、露都でその端緒が開かれた。その真相は、同一月二十七日北京の小村から政府へ電報したところによりやや明瞭となつた。小村の電報は、在露都清國公使楊儒の一月二十二日同地發で李鴻章へ打電した内容を探知

した結果で、その内容は、――

(一) 軍事行動に基く償金問題は北京において協定せらるべきこと、但し鉄道に対する損害は右償金中に包含せられざること。

(二) 清国政府は満洲諸省に警察隊を常設すべきこと、但しその人員は露国と協議の上決定すべきこと。

(三) 滿洲各省將軍の任命については、露国はあらかじめ協議に与るべきこと。あずかる

(四) 露国は各將軍の下に露國文武官各一名を置き、武官をして警察隊の監督を司らしめ文官をして鉄道事務の指揮に任せしむること。

(五) 满洲、蒙古、及び清国北部の諸省においては、他国に対し何等の便宜をも一切許与せざるべきこと。

(六) 清国政府は満洲及び蒙古において鉄道を敷設するを得ざること。

(七) 金州城は遼東租借地域内に包含せらるべきこと。

(八) 满洲の税関はこれを露国措弁の下に置き、清国政府は税関の収入を監督するため官吏を任命するの権利を有すること。

(九) 陸路輸入税を課せられたる商品は、内地税を免除すること。

(一〇) 露清間の国債の条件を変更し、利子を毎月払とすること。

(一一) 軍事費に基く償金の支払皆済に至るまでは、清国政府は満洲における鉄道を買戻すの権を有せざること。

(一二) 露国政府は山海關より牛莊に到る清国鉄道の買収を欲するにより、その代金は軍事費に基く償金中より控除し、
しかして差引残余及びその年利は満洲における税関の収入より支払うこと。

(一三) 鉄道保護の露国軍隊は、數次の特定時期において撤退すべきこと。――
というにあつた。

こえて数日、楊はラムスドルフと会談したところ、同外相は「旅順約定は一時的性質のものであるから、清国政府は直ちにこれを批准せねばならぬ。その批准を了するまでは永久的協約の商議に移ることは出来ぬ」と告げた。しかして他の一方において、清国政府はさきに奉天將軍增祺が擅断せんたん〔専断〕的に屬員を旅順に派して露国官吏と約定せしめたことを責め職を免じて刑部に付したのに対し、露国公使は強く抗議し、遂に李鴻章をして増の处分寛減方を西安朝廷に懇願いんがん〔懇願〕せ

日英協約の締結

同盟交渉の発端

清韓両国の独立及び領土保全を維持し、並びに該両国において各国の商工業をして均等の機会を得せしむることを標榜せる第一回の日英同盟協約は、明治三十五年〔一九〇二〕一月十二日を以て世に公表せられた。この協約は畢竟清戦役以来極東における日英両国の利害相一致し、殊に三十三年〔一九〇〇〕の北清事変において英國は我が國の実勢力を讃認し、我が國もまた極東における現有利益を擁護するには英國と提携するを利ありとなし、即ち日英両国共に同盟を相結ぶを須要と認めたるの結果に外ならない。しかも當時我が國にありては、外に対しては孤立無援、内にあっては外交の根本方針確立せず、國論その帰一を欠き、したがつて元老政治家にしても外國と同盟を結ぶが如き画策に對しては自然逡巡踟蹰〔躊躇〕するの際、内は廟堂の意見を統一し、外は折衝に機宜を誤らず、遂に能く同盟協約の成立を致し、我が外交方針に新機軸を立てるを得せしめたのは、時の首相桂とともに小村の尽力が極めて大であったのは否定し得ない。

明治二十八年〔一九〇五〕四月末の三国干渉事件において露國の極東に対する鋒鋩ようやく現われ、遼東還付の決行に依つて事わざかに收まるや、我が朝野の識者中には、将来盟邦を歐洲強國の間に求めて孤立無援の危険を避くるの要を痛切に感ずるものがあつた。後年英國にあつて日英同盟の当事者となつた林董もその一人で、『時事新報』は彼の説を敷衍し日英同盟の必要にして且つ実行しえべきを論じ（二十八年〔一八九五〕六月）、一方同年五月八日には駐露公使西徳二郎はなるべく進んで英國と結托し他日その助力を得るが如くなし置くの必要を稟申し來たつてゐる。しかし陸奥宗光は「英國人は人の憂を憂いてこれを助けんとするドンキホーテにはあらず」として、日本の國力の現状は英國との同盟の担保に値せず、

したがつて日英同盟は夢想であり画餅であると論じた（明治二十九年〔一八九六〕『世界之日本』）。一方英國においても日英同盟の説は明治三十一年〔一八九八〕膠州湾及び旅順大連事件以降新聞雑誌に登載するあり、植民大臣チエンバレンは加藤高明公使に日本政府が極東の危機に関し英國に対応策を協議あれば好意的考慮を加うべき旨言明した。しかしこれに対し両国政府にて眞面目に協議を開くことはなかつた。かく日英関係の緊密化に関して日英両国側に若干の萌芽が見られたが、現実的に具体化したのは、義和団事件以後即ち露国の満洲占領により中国本土における英國の権益が脅威されるに至つてからである。

本邦においても元老山県有朋は、明治三十四年〔一九〇一〕四月二十四日伊藤首相に与えた東洋同盟論中日英独三国同盟を提倡し、日露の衝突は勢いの免れざるところであるから、この衝突を避け戦を未然に防ぐの策は、ただ与国の後援に依つて露国の南下を抑制する外なしとして速やかに英の意を探る事が必要であるとした。

一方日清開戦以前にありては、その通商関係は勿論とし、政事上においても極東にありて第二位以下に蟄居し来たつた露国は、遼東還付以来その極東政策によより急調を加え、程なく露清密約の締結となり、露清銀行の設立となり、東清鉄道敷設となり、旅順大連の租借經營となり、北清事変の結果は更に一転して満洲の軍事的占領となり、その鋒銃は更に韓國の上に及び、我が國との利害は遂には衝突せんばやまとなるの勢いを呈するに至つた。當時我が國の軍備は未だ所期の完成を告げず、故に獨力これに対抗して露国の勢力を満韓より掃除するは至難の業たりしを以て、自然露国と協定の道を求めてその侵略的政策を緩和せしめるか、はた歐洲の別国と提携し、その力を藉りて露国に対抗すべきか、二者その一に出なくては本邦の位置は危殆に瀕するを免かれざるの状況にあつた。しかも後者は俄かに望んで俄かにこれが成立を期し得ず、故に第一の方策として我が当局者の考量したのは、勢いその前者であつた。明治三十一年〔一八九八〕、時の伊藤内閣はこれに向つて瀕踏みを試みたが、結局見込が立たなかつた。三十三年〔一九〇〇〕の春、北清事変の將に起らんとするの頃、山県内閣の外相青木はまた當時駐露公使であった小村に訓令し、露国政府の意向を探らしめた。しかして露国の意向は、日本との協定は専ら韓國の関することのみに限り、且つその現在の日露協約の趣旨を脱せざる範囲においてなすは敢えて辞せず、という程度のものであつたから、協定の实行は當時到底覚束なかつた。勿論當時露国政府部内にあつても、日本の軍備は次第に拡張の実を挙げ、殊に日英両国間の間逐年親近の度を加え来たつたのに顧みて、むしろ進んで日露接近を計るの利ありとなす者もないわけではなかつた。現に時の東京駐箚同国公使イズヴォルスキー、参事官パクレフスキー

の如きは大いに日露提携説を主張し、三十四年〔一九〇二〕の初め韓国を日露共同保護の下に中立国となさんとの意見を以て内密に我が政府の意向を探つたこともあつたが、我が政府は別に見る所あり、かかるは到底容諾すべきにあらずとなして、深くこれを取合わなかつた。

これ等の日露提携談は自然英國側に伝わり、少なからずその神経を刺戟せしものと察すべく、殊に北清事変において我が陸軍の実力を眼前に目撃したる英國の当局者中には、極東において露国の兵力に対抗し得べきものは日本を擧いて他になしとの感が高まつて来た際であるから、自然彼等の間に日英同盟の議を眞面目に考うる者も生じてきた。されば當時既に公使として英京にあつた林は、任國におけるこの趨勢を見、殊に在ロンドン獨國代理大使エッカルドスタンインは、英國外相及び林公使に対し日英独三国の同盟説をもたらし密かにその意見を尋ねしこともあつた。即ち明治三十四年〔一九〇二〕三、四月頃ロンドン駐在ドイツ臨時代理大使エッカルドスタンインは林公使にしばしば日独英三国同盟説を私見として左記の如く提案した。

——極東における権力均衡を維持し将来變急の日に備うるがため日独英の三国は同盟するを得策とす。その条件として、

一、日本は韓國に關して自由行動を有すること。
二、同盟の一國が一敵国と交戦の場合には他の二同盟国は中立を守り、もし第三国にして敵国を援助する場合には二同盟国はこれに干渉すべきこと。〔カ〕——

しかして日本これを首唱すれば英國が同意すべきは英閣僚中の有力者との会談より推定せらるべき理由あり、獨國にて最も最高貴の御方二名（ドイツ皇帝及びビューロー伯）は三国同盟に賛成であるとした。林公使から四月十日この報告を受けた時の伊藤内閣の外務大臣は、夙に日英同盟に熱心なる加藤高明であつた。されど同盟の利害及び成否は輕々しくこれを断定するを得ず、すなわち加藤外相は林公使の電報を北京の小村に移してその意見を徵した。小村はこれに対し、擬想の日英独三国同盟は、（一）仮に日露両国間に衝突ある場合に、英独の結合は仏國をして中立を守らしむるの力があるが故に、露国に対する我が位地を鞏固^{きょうこ}にするを得ること、（二）仮に日露両国間に衝突ある場合に、南清における我が利益の危険に陥るを防ぎ、これを防護するの効あること、（三）その目的極東における均勢を保持するに止まるが故に、我が国をして歐洲政變の渦中に投ぜしむるが如き危険になきこと、の三理由を挙げて贊意を電答した。この電答に接した加藤外相は、四月十六日を以て政府を羈束することなく、全然一個の責任において英國政府の意向を試探するは妨げなし

との意を電訓したので、林は、翌十七日外相ランズダウンに会し、談の極東問題に及んだのを機としそれとなく「北清事件の処置にして終了し、列国政府においてその軍隊の大部分を引揚ぐるに至らば、露國が再び爪牙を現わし来るは必然なるべく、又清國の有力者たる張之洞、劉坤一等も、その高齢に加え実力また世に伝えらるる程にもあらざるべきに鑑み、清國は将来長えに紛糾なる事件に苦しむべく、極東の前途は日英両国共に憂慮に堪えざる次第なるが、この際偶然思い付きの愚見を以てすれば、従来日英両国の相協同して行動し來たれるに引き続き、両国間に恒久的の或る取りきめをなすを以て極東平和のためにすこぶる緊切ならんと思わるが、これについて閣下の意見如何」と問うたが、ランズダウンはこれに答えて何等か施措する所がなくてはならないが、未だ閣議を経てない旨を述べた。林はその会談の次第を政府に報告したが、なお林は漠然日英両国間に恒久的の或る取りきめをなすとのみにては政府においても訓令を発し難かるべしと思惟し、我が政府においていよいよ同盟をなすに意あらば大要左の基礎の上に立案すべきかとの意見を次いで電稟した。――

第一 清国における門戸開放と領土保全の主義を維持すること。

第二 何国といえども既往公表したる約定に依り清国より獲たるもののみ、更に領土権を獲るを許さざること。

第三 日本は韓国において他国よりも優越の利益を有するに付き、英國は韓国における日本の自由行動を許すこと。

第四 同盟国的一方が第三国と開戦する場合には他の一方は中立を守り、別国にして第三国に加担する場合には参戦援助すること。

第五 英独協商は依然有効たるべきこと。

第六 この同盟は極東に起る事件のみに適用し、その行動の範囲も極東に限局すべきこと。――

前回の話題について重ねてその意見を尋ねたが、今少し明細に林の意見を承知したいとのことであったので、林は前回述べた意見を更に敷衍し、日本の政策は、清国については屢次宣言したる通り門戸開放と領土保全の主義を維持し、韓国においては日本の有する優越の利益を保持せんとするにあり、しかして清国に関しては英國は日本と利害関係を一にすると信ずるので、日英両国の共通利害を阻害せんとするが如き他の連合をば日英両国相一致して防遏するを緊要と思惟すると答えた。これに対しランズダウンは大体論をなすのは容易であるが、細目にては種々の難題生ぜずとも限らず、ともかくも一応首相にも語るべしと云い、なお前回と同様「さりながらこの協商は必ずしも二国のみに限らざるべく、第三

国を加入せしむるも可ならん」と言い添えた。しかして当日林に引続き独国代理大使エッカルドスタンのランズダウンに面会したる折、同外相には林との会談要旨を同代理大使へ語りたる趣、翌日彼が林を訪問した折の直話であつた。林は右の次第を政府に電報し、その熟考を促した。あたかも當時伊藤内閣は財政問題にて閣僚の統一を失い、かかる重大の外交案件を考慮するの余裕なくして五月二日辞表を捧呈し、西園寺枢密院議長一時首相を兼撰し、新内閣の成立をまつの状勢であつたから、本問題の解決は自然後繼の桂内閣の手腕にまつに至つたのである。

同年六月桂内閣成立して程なく、林公使からは日英同盟に関する数次の電稟があつた。殊に林はこの問題は英國の最有力なる方面にも賛成者ありと報じ、又当時賜暇帰朝中であつた本邦駐劄英國公使マクドナルドが林を訪問した節、同公使は林に対し「自分は頃日〔近頃〕皇帝陛下に拝謁した折、清國のことに関し委曲御下問あるべきかと予想していたが、かえつて日本に關し種々の御下問があつた。殊に陛下には極東の形勢について深く聖慮を勞せらるもの如く、日英両国は一時的にあらざる何等か恒久的提携の取りきめをなすの要あるべしとの御言葉である。その後首相ソールズベリー侯に面会したが、首相の意見は更に一步進み、日英両国間に同盟を作り、締盟国的一方が第三国と開戦する場合に別国來たりて第三国を援助するあらば、締盟国は共同これに當るべきこととなれば如何という程であつた。かくの如く英國政府にては日本と相結ぶに意があるが、何分古来の政策を離れる新政策なるが故に、その決定には多少の時日を要するであろう」と云い、更に「ただこの間において日本は露國と相結ぶが如きことなかるべきか」と気遣わしげに語り、日露の関係に深く懸念するものの如くであつたので、林はこれを以て外相ランズダウンの意を受けたものと推測した。七月三十一日、林はランズダウンに會見したが、その際ランズダウンは日英間に一協定を遂ぐるの問題を研究するは今はその時機なりと語り、やや眞面目に要旨に触及する所があつた。

この七月三十一日の林ランズダウン会談は後日正式談判の基礎ともなるべきものなので左に摘録する。――

ランズダウン侯 今や清国に対する償金問題も一通り片付きたるに付きては、兼ねて貴公使より内話ありし永久取りき

めの問題に関し談話を始むることを得べし。そもそも日本がかくの如き取りきめを希望するは何を目的とせらるるや。

日本は満洲に果して如何なる利益を有せらるるや。

本使（林） 本使が先般永久取りきめの必要を述べしは全く本使限りの意見なれば、侯の問い合わせに対しても本使一箇の所見を開陳するの外なし。本使の見る処にては日本の満洲におけるはむしろ間接の利益なるのみ。これに反し朝鮮の問

題は最も緊切にして日本に取りてはいわゆる死活問題なり。しかして本使は露国が満洲の經緯を終えたる後は直に朝鮮に入り来ることを恐るるものなり。これ本使の意見にては如何なる手段を用ゆるも我が日本にてこれを防遏せざるべきからず。故に我が帝国永遠の利益のためには先ず第一になるべく露国を満洲より遠ざけ、もし其の事行われず露国と戦うのやむを得ざるに至れば第三國の來たりて露国を援助せしめざるにあり。

ランズダウン侯　英國は朝鮮に何等の利益を有することなし。しかれども露国が朝鮮を併有することは英國もまたこれ好まず、且つ清國に対する英國の政策はいわゆる門戸の開放と清國領土の保全なるが故に、この点に関しては貴国とその目的を同じくするものなり。既に両国的目的にしてかくの如く合同する以上は詳細の条款に關し、たゞ少なからず困難ありとするも双方の利益を保護するため何分の談合をなす事を得べく、且つ今日はその時期なりと信ず。故に貴公使にもなお篤と本問題に關し熟慮を遂げられ、追々打解けて談話ある様致したし。ついでながら伺いたきは先般露国より朝鮮の中立を申出たるとき貴国はその言う処を以て不満足なりとしそれを拒絶せられたるにあらずや。

本使　しかし。歐洲におけるベルギー、スイスの如きは小国なりといえども国民の元氣能く列国共同保証の下にありて中立を維持する事を得べきも、韓人なるものは自ら國を治むるの力なきが故に列国より中立の保証をなすも何の効力ある事なく、内乱は何時發生すとも計り難し。この時に到らば何国が果して治國の任に當るべきやの問題發生し、利害關係を有する列國の間に衝突の起るべきは必然なり。帝國政府が露國の提議に同意せざりしもけだし必ずこの辺の理由に想見する処ありしが故ならん。

ランズダウン侯　しからば日本が朝鮮に有する利益はあたかも英國が「トランスヴァール」に有するものと同一ならん。
本使　しかし。貴国がエジプトに有する利益もまたこの類ならん。
〔カ〕

林公使は當日談話の次第を電報し、我が政府は全くかくの如き協商を遂ぐるの意なきや、或いは条件次第にてはこれをなすことを好まるやと請訓して來た。

當時小村は未だ北京より還らなかつたが、桂首相がこの重大なる新聞題に対し如何なる態度を執つたかは桂の手記に係る左の覚書に詳かである。

——明治三十四年〔一九〇二〕六月二日總理大臣の大任を押し、七月十五日在英我が公使林董だん男より電信到来す。云わく、英國の有名なる紳士の内、日英同盟の必要なるを語る者あり。尤もたしかなる筋なりと。又その翌日電信到来す。同國皇

帝もその一人なり云々。ここにおいて我が政府は決意その事に着手せり。先ず我が陛下の御決心を第一とし、次いで元老の意見をも徴したり。命に依り個々に右の命令の次第を陳して示談に及びたるに異議を挟む者なく、その内伊藤侯の如きは、英國がかくの如く申出たるは畢竟その自國勢力において欠くる所あるがためならん。あたかも當時英國、アフリカの戦争に関し、極東にまでその勢力を伸張するの余地なきの時にして、一方露国がその虚に乘じ、極東に自己の勢力を伸ばさんと欲するがままに伸張せんとするの時にしあれば、或いは英國の我に示談に掛りしはそのためなるは必然にありしならん。しかし我はいづれの道、露に対するの策を講ぜざるべからざるの必要に迫りおれば、英の云う所を利して以てその要求に応じて可なり。日清戦役後、日本においても露に親しむの論と英に近づくの論と区々にして、その親露の論者は、到底露はその欲望を貫くの決心堅固なれば、これに敵対するは非常の困難を我に釀成すると同時に露の勢力に当るは我がないし能わざる所ならんの一時的平和論に基く者にして、これもまた維新後數度の国難に当り、その都度その局に当り、困難を受けし歴史を顧みるときは、まんざら無理とも申し難く、しかし予の見る所にては露の政策は独り満洲の占領を以て最終とするものにあらず、満洲手に入らば韓国にその手を伸ばすは必然のことにて、結局我をして手を出すに余地なからしむるまではその侵略を中止せざるべし。果してしからばこの際露に親しむは単に一時的のものにして、しからざれば露の云うがままに屈從せざるべからず、これ決して帝国の国是にあらざるのみならず、予はこれに同意を表する者にあらず。しかりといえども露にして我に親しむを欲せば、たとい一時的のものなりといえども、敢えて我より親を破る要なし。唯だその一時的のものにして、終には衝突の決心なからざるべからず。これに反し英は彼が利益の点において我と親善を計るものにして領土的欲望を有するものにあらざるは、彼の勢力ほんど全世界に広がり、その領土の欲望は、実に我と戦うまで遂行せんとするものにあらざるは信じて疑いなし。唯々我を利して露の極東進入に抗せしめんとするは、彼の政策の第一なり。殊に別に陳する如く当今アフリカの乱あり、彼に余地なきの時において最もしかりとす。右の理由なるが故に、英の請求に応ずるを以て得策と決心す。又元老並びに閣員においてもまたしかり。依つて八月四日、伊藤候葉山の予の別業〔別荘〕に來訪に際し、侯と示談を遂げ、先ず彼の要求に応ずるに我は充分の請求を以てするの決心を取り、その回答を製したり。その際侯と予との談合には、彼もし我が請求に応すれば協商を開いて進行せん、もし彼、我的請求を入れざれば元々なり、決して我において不利あることなし。侯は彼は我的請求を入れること難からんとの意なるものの如し。予は帰京して山県侯に謀り、繼いで曾禰臨時外相に計りて、在英國公使に命令せしめたり。その後英政府は我が請求の

案を受領し、評議をなし、回答をなし來たれり。〔徳富猪一郎氏編述『公爵桂太郎伝』乾巻一〇五五頁以下〕――

右の覚書に云う八月四日の桂伊藤の会見なるものは、後日端なくも両者の間に見るに至れる意外の行違いを醸生した発端の会見であった。この日、桂は同盟問題の当までの経過を詳述し、将来の利害について所見を開陳したのであるが、伊藤は主義においてこれを肯認し、進んで自ら筆を執り、我が対韓の地歩に関する意見の要旨をしたためて桂に手交した。伊藤は当日すこぶる好機嫌で、席上桂のために大毫を揮い、長雲閣の扁額を書いてその別墅〔別荘〕に留めた。桂は翌五日帰京し、山県桜相を始め井上、西郷、大山、松方の諸元老を官邸に請し、林の累次の報告を内示してその賛成を求めた。席上山県、西郷、大山、及び松方は賛意を表し、殊に山県は全然桂と所見を一にする旨を語つたと伝えられている。ここにおいて桂は八月八日、伊藤起案の趣意を加味せる訓電を曾禰臨時外相をして林に發せしめた。その訓電の要是「英國政府の同盟提議に対しては、政府は主義においてこれに賛するが故に、英國政府にして提議の性質及び範囲に関する意見を一層明瞭に表白するにおいては、我が政府は、欣然これを迎え、これに対し意見を陳述するを辞せず、我が政府は韓国にして他国の侵略を受くるが如きには極力反対する所にして、この根本主義は万難を排して維持せざるべからず、又露国にして満洲においてその現存条約の範囲を越えて主権を拡張するが如きは、韓国の独立を危うするものとして日本に取りて不安の因たらざるを得ず、且つかかる主権の拡張、又は北清における領土上又は商工業上の利益の専占は、その多少を問わず日英両国の支持する門戸開放及び領土保全の主義と相容れざるものと認む。貴官は英國政府と折衝するにあたりては、すべからくこの綱領を体すべし。同盟の成否は一に貴官の裁量と手腕とにまつ」と。林は後日人に「余は實にこの訓令に接したる時ほど愉快を感じたることなし」と語つてゐる。

林はここにおいて同月十四日を以てランズダウンに面会し、從前よりは一步踏込んで本問題に関する意見を交換した。^{もと}尤も林はこれに関し未だ正式に開談するの委任を本国政府より得たのではないので、その応対は全然己れ一個の資格においてなした。折はあたかもランズダウンの暑をイルランドの別墅に避けんとするの際であつたので、彼は林に対し、自分は旅行中に本問題を篤と考究すべく、その間において東京より全権委任を受け置くようになされたし、との希望を述べた。

かくてロンドンの会談は暫時休止となつたが、その後程なくして小村は北京より帰朝し、九月二十一日を以て新たに外務大臣の印綬を帶び本問題はいよいよ具体化してきたのである。

同盟交渉の経過並びに成立

小村はさきに駐露公使として深く露国の極東政策を覆査し、露国との親昵提携、極東の恒久平和は、露国と一戦後でなくては到底期し得ず、しかして日英相結ぶにあらずんば露国との一戦はまた期して望み得ない、となす点で桂と夙に所見を相同じうしていた。すなわち頃日北京にあつて日英同盟に関する諮問に接すると、折返し賛意を答申したこと前述の如くである。小村が新たに入つて外相となると、特に意を本問題に傾倒し、今後の折衝方案を具して桂に謀り十月八日を以て林に対し、我が政府は同盟問題に関し熟考を重ねたる結果従来の意見を全然確定したるを以て、これに関し英國政府と公式の意見交換をなすの権限を付与する旨を電訓した。ここにおいて去る四月以来婉曲なる言辞と黙諒の態度とを以て進め来たつた同盟問題は、この日を以て仮装虚托を脱し正面公式の開談に移つたのである。

林はこの訓令の下に十月十六日外相ランズダウンと会見し、初めて公然の資格において交渉を開始した。林とランズダウンの当日の問答は、同盟協約第一条案の基礎となつた極めて重要なものである。――

本使 兼々閣下と御内話致したる日英同盟の件に付き意見を交換することの権限を帝国政府より付与せられたるに付き
本日特にこれを閣下に通告するの光榮を得たり。さりながら帝国政府より得たる訓令は簡単にして詳細の意見を表示せざるに付き本使が閣下に今後陳述する処は總て本使一箇の意見と御承知ありたく、したがつてその意見は後日に至り帝国政府において或いは修正を加え或いは全く否認することもあるべく、總て帝国政府を束縛せざるものと御含みありたし。先ず本問題を談ずるに当り閣下の意見の大体を聞くことを得ば仕合せなり。
ランズダウン侯 御念入りの御断りの段了承致し候。凡そかくの如き約定の範囲目的を定むるには先ず締約国の希望を知ること緊要なり。貴國の希望は如何。

本使 我が日本は朝鮮におけるその利益を保持し他国をしてこれを妨害せしめざることを以て終始の希望とす。

ラ侯 清国に対する貴國の政略如何。

本使 これはこれまでしばしば申上げたる通りにて、貴國の政略と全く符合するものなり。即ち清国領土の完全と同国門戸の開放を維持するにあり。

ラ侯 貴國の希望かくの如きとすれば日英両国は如何なる同盟を締結しかるべきや。

満洲問題の後半及び日露の開戦

満韓問題に関する日露協議

韓国問題に関する伊藤侯の対露交渉は前述したが、小村は三十五年〔一九〇二〕一月新任在露栗野公使に対し、同公使着任の上は韓国問題を我が方にとって満足に解決する方法を攻究し極秘裡に将来の正式談判の基礎となるべき予備工作をすべき旨の訓令を与えたので、栗野公使は着任以来露国の意向を探問せんとした。二月二十四日ラムスドルフ外相は栗野公使に日本政府は極東において日露両国の平和関係及び両国相互の利益を擁護する目的で露国と友交的な協調を遂げることを真実に希望するや、又日英条約第四条と抵触することなく日露間に別約を結ぶことは可能であるかと質問した。右に関し小村外相は三月十二日栗野公使に日本政府は韓国問題に関し露国との協調を遂げることは衷心より希望し、且つ日英協約は右の実現を妨ぐるものではない。唯問題はこの協調の満足なる基礎及び協商開始の時機如何の問題であるが、現今は露国政府内に内訌〔ないとう〕〔内紛〕があるるので商議成功は覚束なく、事態の発展を注意すべき旨を訓令した。しかして三月十三日在京露国公使イスヴァルスキイは小村と会談し、伊藤・ラムスドルフ間の意見交換の委細については伊藤侯より承知したが、それに関し大臣の私見を承知したいと申出た。小村はこれに対し自説を留保すると共に本邦政府においては從来常に露国と韓国問題に関し協調を希望し來たり、現在においてもその態度になんら変更のない旨を確言した。その内日英協約の締結を以てウイッテ、ラムスドルフ等を攻撃した露国武断派の勢力も漸次薄らぎ、文治派は勢力を回復し來たので最早協商談を開始しても良いと考へ、小村は七月七日栗野公使に、露仏宣言、満洲条約の締結及び仏國大統領訪露の如き事件は日露間の協商を結ばんとする念慮又はその条件に関し露国政府の意見を変更する結果になつたか、又協商の基礎に関し

露国政府は現に如何なる思想を有するか等に就いて、公使自身の責任において絶対秘密裡に探るべきことを電訓した。七月二十三日栗野公使は上記の電訓に基きラムスドルフ伯と一個人の資格で意見を交換したが、同伯は日本にして日英同盟に依り妨げらることなき以上本件に関する露国の希望は変更した所なく、又伊藤侯の意見及び同伯の回答を以て協商の基礎となし得べしと述べた。栗野公使は九月十四日ラムスドルフ伯と更に会談したが、ラムスドルフは韓国又は満洲における日露両国の権利及び勢力の均衡を以て基礎とすることにせば会談に取掛るであろう、お日本に気受けよきローゼンを駐日公使に選任する積りである等のことを語つた。右会談により露国側の意向が明らかとなつたので小村外相は十一月一日政府の審議を経たものではないが、左記を以て協商の骨子とした旨を栗野公使に内示した。――

一、清韓両国の独立領土保全及び各國の商工的企業上いわゆる機会均等の主義を維持することを重ねて言明し置くこと。

二、日露両国は互いにその韓国又は満洲において現に有する利益を認め且つこれが保護上必要の処置を執り得ること。

三、日露両国は上記の利益を保護するため必要なか又は地方の騒乱に依り國際的紛擾を惹起すべき恐れある時はこれが鎮圧のため出兵の権あることを認むること。

四、日本は韓国内政改革のため助言及び助力（軍事上の助力をも含め）の専権を有することを露国において認むること。

五、韓國縱貫鉄道と東清鉄道及び牛庄鉄道との連絡に関し露国は少なくとも妨礙を与えざるべきこと。〔カ〕――

なお右の内第四項は特に骨髓とも言うべきものであることを付言した。しかるに右訓令の到着前栗野公使は九月頃本省に何等の指令を請わづ左記の私案を露国側に提出した。――

一、清韓両帝国の独立並びに領土保全を相互に保障すること。

二、韓國領土のいずれの部分たりとも戦事的又は軍略的目的に使用せざるべきことを相互に保障すること。

三、露国は韓国における日本国利益の優越なるを承認するを以て韓国の事務にもまた該国における平和的利益に係る日本国行動に干与せざることを保障し、しかして日本国が韓帝国において左記の権利を執行することを承認すること。

甲、商業上及び工業上の利益を増進するための行動の自由。

乙、韓国が善良政府の義務を完行するにおいてこれに助言を与え且つこれを助力すること。

丙、叛乱もしくは何等国内紛擾の起きて韓国に対する日本国平和的関係を侵迫するときは必要に応ずる兵員を派遣すること。

すること。但し該兵員はその任務を果し次第直に撤退せらるべきこと。

丁、守備隊並びに電信線及び鉄道保護のため既設の警察隊を維持すること。

四、日本国は一八九八年露国より日本政府に通告したる所の旅順口及び大連湾の租借を承認し且つ又満洲における露国の権利及び利益の保護のための自由行動を承認すること。

五、日露両国間に現存する韓国に関する總ての約定はここに終止して効力を有せざること。〔カ〕――

右に關し十一月二十日小村は栗野公使に右覚書提出の尚早に過ぎたこと、及びその他我が方要望と相容れざる諸点を指摘し注意を与えたが、翌三十六年〔一九〇三〕一月五日更に右私案第一項の「相互保障」を「承認」に改むること、第二項の我が讓歩に関しては先方の提案をまつて考慮するのが得策であること、第四項は現在の鐵道に屬する権利及び利益を保護するために行動の自由を認めるに過ぎずとの意味であるから、鐵道なる文字を挿入してその趣旨を明瞭ならしむべきこと等に付き注意を与え、十一月一日付訓令の第一・三・四項の大原則は毫も讓歩の余地ないことを再び訓令した。しかしその後露国側は我が方の態度探究に努めた模様であったが、本件はその後なんらの進展を見なかつた。

露国の満洲撤兵不実行

明治三十五年〔一九〇二〕四月八日調印の満洲還付に關する露清協約は、その条項中には独立國たる清國の主權を毀傷するものもあつた。また北京の最終議定書において決定せられた露国の要償額は、ただに直隸省におけるその失費のみに止まらず、事實満洲に係るものも包含したのであるから、これを我が國の要償額の極めて穩當なのに比すればもちろん、他列國のそれに比するも露国の要求がすこぶる過大に失し、その厭^{あき}くなき欲望は痛く列国を驚かせた。けれども列国は、露清協約の眼目である撤兵の一事に關しては露国がこの上よもや誓約に背馳することはあるまいと思惟し、しばらく默認してそのなすところを監視する態度を執つた。

第一期の撤兵期限たる三十五年〔一九〇二〕の十月八日、露国はその規定の撤兵を行つた。すなわち同月二日をもつて錦州から駐屯兵を撤退し、翌三日には野戰郵便電信局を閉鎖し、順次に撤兵して遼河に至り、七日までに規定区域全部の撤兵を了した。次に第二期の撤兵期限たる三十六年〔一九〇三〕の四月八日は來た。露国はこの日において盛京省の殘部及び吉林省の全部の撤兵を行わねばならなかつた。これ等地方はその廣さにおいて満洲の大半を占め、軍事經濟上において満

洲の腹心を形成する重要な区域であるから、その撤兵の実行如何は我が国にとつて影響極めて大なること論をまたない。しかるに露軍はその誓約を無視し、規定の撤兵に着手する模様なかつたのみならず、三月下旬より露国歩騎砲兵若干は新たに奉天及び遼陽より鴨綠江右岸、鳳凰城、安東県方向に進動し、撤兵期日近づくと共にかえつて營口付近に増兵を行つた。そしてその撤兵期日たる四月八日には、奉天においては露軍は一度撤兵の色を示し、現に小部隊は撤退したけれども、残りの大部隊は単に鉄道停車場まで行軍し、後刻再びその旧營舎に帰還した。牛莊にあつては、露國官憲は道台不在のため還付の手続が執れないと称して撤兵しない。その実道台は現に露軍のために奉天に抑留せられておつたのである。この第二期撤兵義務の不履行については、當時露国政府部内においても異論なかつたのではない。時の陸軍大臣クロパトキンの日露戦役回顧録にいう。

——満洲撤兵に関しては、関東総督アレクセーエフと余との間に意見の相違があつた。余は満洲の占領は何等利益の伴うなく、かつ露国をして一方にはその韓国に接触するの故をもつて日本と、他方にはその奉天を領有するの故をもつて清國と、いずれも衝突せしむるに至るべしと信じたから、南満洲及び奉天からの迅速なる撤兵を絶対必要の件と認めたが、関東総督はこれに反し、南満洲の永久的占領をもつて露国との交通に対する最良の保障とした。余と蔵相ウイッテとの間にも、北満洲からの撤兵に関し多少意見の相違があつた。蔵相は鉄道保護のみを目的として国境守備兵を存置するをもつて足りりとするの説であつたが、余は一九〇〇年の義和團事件の際の経験に鑑み、南満洲から出来得るだけ速やかに撤兵した後は吉林、チチハル、その他鐵道沿線を距る北満洲の市邑からも移去し、ハルビンには不時の事変に備うる僅少の守備兵を置き、そしてこの守備兵は歩兵二箇ないし四箇大隊、砲兵一箇中隊にて足るべく、かつ松花江に沿うてハルビン、ハバロフスク間、及びチチハル、ブラゴヴェンスク間の交通守備を若干の兵站線にて依然維持するを必要と認めた。けれどもこれ等意見の相違は、一九〇二年四月の露清協約の批准と共に消滅した。この協約により、露兵は鐵道守備を除く外挙げて北満洲各地から一定期間に撤退することとなつたので、西方に再び軍隊を集中せしめんとの希望を抱いた我が陸軍省は、大いに安堵した。そして第一期の撤兵は約の如く履行せられた。第二期の徹兵期に及び、陸軍省は鋭意これが履行の準備に着手し、前黒竜地方へ引き揚ぐべき兵員のためにウラジオ、ハバロフスク間に兵舎を急造し、輸送計画案も裁可を得、軍隊の移動は既に始まり、奉天からは現に撤退したが、この時急にアレクセーエフ総督からの命令あつて、撤兵中止となつた。総督の本意は今日に至りなお明瞭でないが、しかも南満洲の撤兵中止を命令するに至つた從来の方針の

一変が、あたかも國務顧問官ベゾブラゾフの第一回極東視察と時を同じうせし一事は明瞭である。かくて牛莊も、一旦徹兵した奉天も、露兵再びこれを占領し、鴨綠江の伐材經營は急に活氣を呈し、アレクセーエフ大將は該經營その他北韓における諸企業に援助を与えたがため、鳳凰城に騎兵を派遣した。かくの如くにして南滿洲の撤兵は、ただにこれを履行しないのみならず、從前占領していなかつた地点にさえ入兵せしめ、同時に韓國境上の伐材經營は、その企画者が露都からのお訓令に反し、これに政治的及び軍事的性質を加えようと努めたのを取えて遮止せず、銳意これを進行せしめた。

——蔵相ウイッテ、外相ラムスドルフ、及び余の三人は、我が国にして約束の撤兵を依然遷延せしめ、殊にベゾブラゾフの北韓における活動を遮止することが出来なければ、我が国は危険に逢着するを免かれず、と認むるにおいて一致した。ベゾブラゾフは鴨綠江流域に露国の軍事的位置を固むべしとの意見であるが、この意見を考究せんがため特に開かれた一九〇三年四月十八日の御前會議においてわれわれ三大臣は強硬にこれに反対し、鴨綠江における彼の企画にしてなお支持せらるべきものとせば、そは全然商事的基礎の上に企画せられねばならぬと力争した。殊にウイッテは、露国の極東經營は今後五年ないし十年間は地方の安寧維持を主眼としもつて既往着手したものを作成する方針を執らねばならぬと論断し、かつ政府各部の意見は必ずしも逐一合致しないが、陸外蔵三大臣の関する限りにおいてはその間に何等行動の扞格あるを見ずと述べ、ラムスドルフ外相もまた特にベゾブラゾフの滿洲撤兵中止の提案に伴う危険を指摘した。われわれのこれ等意見を聽取せられた皇帝にはこれを嘉納し給い、現場の事實を究めかつ日本の真意を確かむべく極東視察をし來たれと余に命ぜられた。(Gen. Kuropatkin, Capt. Lindsay, 英訳 *The Russian Army and the Japanese War*, I, pp. 167-170, 173-174.) ——

されどウイッテの回顧録によれば、クロパトキンは必ずしも滿洲撤兵論者でもなかつたようで、すなわち、

——露国は露清協約により滿洲の一部から撤兵したが、一九〇三年に至り、清国をして滿洲における我が利益の安固を保障せしむるにあらざる限り自余の撤兵をなすべからずとの論起り、この問題のため閣議が開かれた際、クロパトキンは自分は滿洲は将来露国の領土となるべき一地方と認めなければならぬと述べ、清国その他列國が露国に対し敵抗行動を執らば、むしろこれを阻止しなければならず、露清協約上の我が権利を直接侵害し來たるも、我が方はこれに抗議しなければならない。けだしこれにより露国は滿洲に関する義務を履行せずともよい口実を得るからであるとの意見であつた。

(Yarmolinsky, *The Memoirs of Count Witte*. p. 118.) ——
とある。

要するに満洲撤兵実行というが如き穩和なる意見は、當時露国宮廷及び政府部内の積極派には馬耳東風で、同年三月二十七日（露曆）の閣議において外相ラムスドルフが条約の規定事項及び関係國の正当利益は尊重せねばならぬ、極東問題の商議解決は外交官の手においてなさればならぬと論じたのに対し、内相プレー・ヴェは、露国の今日あるは外交官の力ではなくして銃剣の力である。極東問題は外交官のペニに依頼しないで銃剣で解決するを要すると傲語した程であつた。

この頃三十六年（二九〇三）三月に、清國皇族載振は第五回国勵業博覽会に際し觀覽の名義の下に來朝して、慶親王に代つて明治天皇に謁見し日清協商の締結を奏せんとし、小村外相を通じて天皇の意向を伺候した。依つて小村は三月三日この事を上奏すると共に、今日公然日清協商を締結するが如きことあらば、徒らに露国その他の諸国を刺戟し日清両国に対する嫉視を増加するのみなるを以て、名を捨て實を取り現今のごとく以心伝心両國親交の実を挙ぐるに如かない、なお閣議をつくして可否を伺い申上げたいと奏上した。天皇は外相の奏上を可とし、載振に對しては三月二十五日頃微行にて来朝さる様告げしめた。しかし載振は結局四月二十九日神戸に來朝、阪神間に滯留、博覽会を觀覽し五月二十一日參内謁見し二十三日帰國の途に就き、その意向は達せられなかつたのである。

露国が事実第二期撤兵を行わず、また行う意なき情勢を見た清國政府は、露国代理公使プランソンに対し撤兵不実行の事由を質したが、その答えにいう。一は撤兵準備の整い兼ねたこと。一は本国政府において現に帰國中なるレッサー公使がその静養先から帰都するをまゝて親しく満洲の状況を諮詢するの要あるがためで、撤兵その事は多少の遅延はあるうが必ず実行せられるだらう。露国は撤兵協約の規定を確守して敢えて違ひ意はない。しかも奉天においては、露兵の一部は多少の撤退を行つたけれども、なお城内に残留する兵員一千を算し、露國軍政官は依然同地に駐在し、營口その他要地における露軍の占領はこれまた依然旧の如く、満洲における露軍の行動はプランソンの確言せるところと符合せず、そして露国は撤兵の実行に関し、代償的に何等か特殊の利権讓与を清國に強要するの意と見られた。

果然同四月十九日、駐清内田公使から急電があつた。露国公使は十八日夜をもつて満洲撤兵に関し新たに七箇条の要求を清國政府に提出したと。その要求事項四月二十五日内田公使の入手せしところに拠るに左の如くであつた。――

(一) 露国から清國に還付すべき土地はいづれの部分を問わず、なんばく營口並びに遼河水域に属する地方は如何なる事情においてするを論せず、これを別國に譲与し、売却し、または租与することを得ない。もし右等の事実あるにおいては、露国はこれをもつて自國に対する脅威と看なし、自國の利益を保護するため断然たる措置を執ること。

(二) 蒙古全疆の政治組織は、これを変更するにおいては必然民人の動乱を惹起し、延いて露国の境界一帯の治安を攪乱するに至るから、これを変更することを得ざること。

(三) 清国政府は、あらかじめ露国政府に知照することなくして満洲において新たに港口城市を開き、またはこれ等の市港において外国領事の駐在を許すことを得ざること。

(四) 清国北方においては露国の利益が優越であるから、清国において行政事務のため外国人を聘用することあるも、右外國人の権力は清国北方（直隸省を含む）の事務に及ぶことを得ない。もし清国にして北清地方における各般の行政事務のため外国人を聘用せんと欲するときは、露国人管理の下に特別の官署を設くべきで、例えれば清国もし礦務のために外国人を聘用することあるも、右外人は蒙古及び満洲の礦務に対して何等の権力をも有することなく、これ等の事務は全然露国技師の手に委任せらるべきものたること。

(五) 露国は營口及び旅順において、並びに普く盛京省を通じて電信線を有する。そしてこれ等の諸線と營口北京間の清国電柱に架設せる露国電線とを通連するは極めて緊要なので、營口旅順間、並びに盛京省内各地の電線の存在する限りは、營口北京間の露国電線もまた維持せらるべきこと。

(六) 営口税関の収入金は、同地還付後においても依然現在通り露清銀行に預け入るべきこと。

(七) 上領中露國臣民及び外国会社が満洲において正當に獲得したる権利は、撤兵後も引き続き効力を有すべきこと。
かつ鉄道沿線各地における民衆の生命を安固にするは露国の義務に属するので、鉄道列車による旅客及び貨物の輸送に伴い流行病の北京地方に蔓延するを防ぐため營口還付後同地に検疫局を設くるの要がある。露国民政官はこれがため最良の方法を講ずべきである。税関長並びに税関医には露国人を採用し、これを総稅務司監督の下に置く。該員等は忠実にその職務を行い、海關の利益を保護すべく、かつ流行病の露國領域に蔓延するを防ぐため充分尽力すべきである。前記の官職には露国人以外の外国人を採用することを得ない。右の外別に衛生局を設け、海關道を長官とし、外國領事、税関長、税關医並びに東清鉄道会社代理人をもつて參事員とする。該局の設立とその事務の經理に関しては、海關道は露國領事と協議すべく、また海關道はこれが費用を得るため最良の方法を講ずべきである。――

露国の右新要求提出を報じた内田公使の急電が帝都に到達した時には、小村は第五回内国博覽会開会式に参列のため、桂以下閣僚と共に鳳輦〔天子の乗物〕に扈從して大阪にあつた。小村は大阪にて右の急電を閲し、折返し訓電を発し、新要求

の精確なる性質範囲を確かめしめると同時に、直ちに慶親王に対しいやしくも清国の主権及び領土保全を毀損し、もしくは満洲における列国条約上の権利利益を傷害すべき譲与を露国に許与することの清国に取りて危険なること。満洲問題に關し從来日本が清國に与えた友誼的援助に鑑み、日本政府は清國において日本政府の確知及び同意をまたずして如上の譲与を許諾することはないと信ずることを告げしめ、別に桂首相と謀り、かつ伊藤枢相を促し、翌二十一日相共に京都に到り、山県を無隣庵に訪うて密議を凝し、我が國の位地を支持するについては百難を排してこれに當るべく、朝鮮は如何なる困難に逢着するも断じてこれを手離さないというに相一致した。特に小村と桂とは、この時をもつて時局の前途に對し確乎不拔の決心を固めたのである。

小村は二十二日帰京して直ちに英米両国政府との協同措置を講じ、その結果在北京英米両国公使も交々慶親王に対し同様の警告を与えた。殊に當時日米両国は、前年の北京議定書に基いて追加通商條約に關し上海において清國代表者との間に商議中で、我が政府は満洲において新たに奉天及び大東溝を、また米国政府はハルビン、奉天及び大孤山の市港開放を提議した。露國の要求の（三）は日米両国政府のこの提議に抵触するものであつたから、米国政府は一面その駐清公使をしてこの点についても清国政府に警告せしめ、他の一面には駐露大使をして露國政府の注意を喚起せしめた。しかるに露国外相は、露國が満洲撤兵に関し清国政府と協商中なることは否認せぬが、この協商において露國が満洲の市港を外國貿易に向つて閉鎖し、もしくは公職に傭聘する外国人を、露國人に限り、また露國人のために何等利益を独占しようとしているというが如きは全然無根の報道であると断言し、撤兵の遲延するのは満國政府において果して露清協約所定の義務を履行したか否かを確知する必要あつたからであると弁疏し、駐米露國大使カシニーの如きは、露國の新要求に対する米國の輿論^{よろん}騒^{かまひす}しきを見て、満洲における米國の利益は露國官憲において充分これを保護するから、米國は満洲に領事官を駐在せしめるの要はない。もし又外國領事の満洲駐在を許容すれば、英國はこれを利用して米國商業の發展を妨げ、絶えず米國の利益に反抗するであろうとの詭弁を弄して任國の輿論^{よろん}を一転せしめようとした。當時露國は、日英両国よりの故障抗議は冷然度外視するの態度であつたが、独り米国に対しては特にその歎心を買うに汲々としたゆえんのものは、要するに露國が将来その利源を開発するについて多額の資本を米国に仰ごうと欲したからであろう。露國は仏國との同盟成立以来、パリで起債したもの既に十五億フラン内外の巨額に達し、この上資本の供給を仏國に求めるは容易でない。獨國は己れの資本を己れの用途に支弁するに忙しく、英國はその資本を自國に対する敵抗行為に利用せられることをもちろん欲しない。

故に露国は勢いこれを米国市場に依頼せねばならぬ状態であった。されど米国は、満洲の門戸が露国によつて鎖さるるを欲しないから、清國に警告を加うるには常に日英両国とその歩調を一にした。日英米三国の警告を受けた清国政府は、四月二十七日露国公使に対し要求全部拒絶の照覆を発し、満洲還付に関するさきの協約の遲滞なき履行を要請した。同公使は改めて慶親王に対し、

- 一、遼河水域を他国に譲渡せざること
- 二、満洲において新たに市及び港を開かず、これに外国領事の駐在を許さざること
- 三、蒙古の行政組織を変更せざること

四、外国人を聘用せざること

を要求し、清国政府にしてこの保障を露国に与うるにおいては、露国は直ちに撤兵に着手するであろうと声明したが、慶親王はこれを拒絶した。同公使は書面の回答を求めた。慶親王は、同月三十日外務部をして公文で回答せしめたが、彼はその文辭の婉曲であつたのを奇貨とし、折返し外務部に対し、清国政府において露国の要求せる保障を与えられたのは自分の満足するところであると覆答したので、慶親王は早速外務部侍郎を露館に遣わし、外務部公文の意味は露国の要求に応じることの出来ないゆえんを説明したに過ぎないと弁明せしめたなどの行違いもあつた。小村は在北京露国公使のかかる言動に顧み、五月二日英米駐劄本邦公使を通じ露国の態度に関し任国政府の注意を喚起し、露国政府の弁明あるにかかわらずこの際北京における露国の行動を鋭く監視するの要を力説した。米国政府が如何に露国との態度に呆れたかは、国務長官ヘイの五月十二日付にて大統領ルーズベルトに送つた手簡に「露国政府はいわゆる七箇条要求を清国政府に提出したことではないとカシニー大使は余に、露国外相ラムスドルフはマコーミック氏（在露都米国大使）に明確に証言したにかかわらず、事実露国はこれを清国政府に要求しつつあること毫も疑いを容れない。余はカシニーに露国現下の侵略的方針は必然各國の支那分割^{あつか}を促すの結果となるべきを語つたのに、彼は『各国は既に^{はまか}これに着手した。支那は崩潰しつつある。露国はその別け前に与るの権利がある』と憚らず答えた。」(Thayer, *Life and Letters of John Hay*, II. p. 368) とあるにても解る。

当時レッサーは途次旅順に立寄り、五月二十九日を以て北京に帰任した。彼由来ウイッテ、ラムスドルフ等いわゆる文治派に隸属すると称せられし者である。故にして彼の帰任は、露国政府の累次の声明を現実にし、満洲還付のことといよい

戦時外交

対露反駁及び中立国の態度

日露の開戦は露国の極東に対する侵略的行動に対し、米英の東亜市場確保の要求に後援された我が国が、大陸侵出のために國の興廢を賭して戦つたのであるが、我が外政の重任を荷つた小村は、既往二年有半これについて苦心に苦心を重ねた。その陰忍冷静、内は國論の帰嚮（ききょう）を統一し、外は列國の同情を我が方に傾倒せしめ、内外の対露反感の高潮に乘じ断然續（つづな）を絶つて激浪怒濤の間に駆進して往つた。その細心と大胆とは言わざもがな、いよいよ戦時外交に入つて小村の第三国に対する進退動作の如き、人巧尽きてほとんど天巧に類するものがあつた。陸奥は『蹇々録』において日清開戦の発端を叙し「我が政府の廟算は外交にありては被動者たるの地位を取り、軍事にありては常に機先を制せんとしたるが故に、かかる間一髪を容れざる時機においても、外交と軍事との関係を歩武運行するためには、各自の当局者はすこぶる苦心慘憺したる所、今なおこれを追憶するに余りあり」といつているが、この苦心慘憺は移して当年の桂内閣にも推量すべく、しかも舞台の一層大なる、対第三国関係の一倍広かりしだけ、小村のその間に処する時局展開の苦心は陸奥のそれ倍蓰（ばいせい）【數倍】するものがあつた。

二月六日、我が連合艦隊佐世保を発し、その第四戦隊は九日仁川沖で露艦二隻を撃破し、翌十日宣戦の詔勅が渙發され露帝もまた同日をもつて宣戦した。超えて三月二十日、第二十回帝国議会が開かれ、同月二十三日、小村は貴衆両院において日露交渉の発端から開戦に至るまでの経過を演述した。

日露既に戦を宣した。ここに至り我が作戦態度は世界環視の上に立ち、その一拳手一投足も我が対露及び対第三国関係

の上に甚大の影響を及ぼさずには措かない。されば小村は初めより細心の注意と公正の態度をもつて戦時外交運用の局に當り、もって我が終局の目的貫徹に支障を来たすことなきを期した。特に小村は我が國が自衛のためやむなく干戈〔武器〕を取るに至った事情を外人の間に闡明し、當時外國においてややもすれば我が國を呪うの具にされた恐黃思想の全然無稽なること、その他我が正義を頑揚し、利權を防衛するに資すべき事柄を極力説明して外人の誤解を防ぎ、その我が國に対する同情をますます深厚ならしめ、これを我が後援に立たしめるに緊要な努力を怠らなかつた。小村は時局の推移に殊に重大の關係ある英米二国に有力の特使を派し、駐劄使臣と表裏相まってその任務に当らしめるの議を桂首相、伊藤松相との間に凝し、その結果末松は英國に、金子は米國に、いずれもこの使命の下に開戦後程なく出発した。その出発に際し小村の両子に授けた訓令の要領に、（一）我が國は露國と妥協のため一切の手段を尽くし、しかも事遂にここに至りたるは、露國の行動のため実に余儀なくされたゆえんを滯留國民の脳裡に徹底せしむること、（二）恐黃熱は歐米人の思想中に今なお伏在し、殊に露國は百方これを鼓吹しつつあるので、この再發を予防すること、（三）我が國が清國に勧告して敵正中立の態度を取らせた主要の一理由は恐黃熱の再發を予防するにある、かつ我が國は戦争の範囲を限局し、一般の平和と貿易とを攬乱せざるに極力尽瘁した事情を闡明すること、（四）我が國が清国人の教育に尽力するをもつて恐黃熱鼓吹の有力な材料とするものがあるが、清国人を教育して文明の民となすは東洋平和のために極めて必要で、独り我が國の自衛に資するのみならず、極東に利益を有する各国のためにも極めて有益とすべく、軍事上の教育もまた同一の目的に出づるもので、専ら清国をして自ら秩序を維持し極東の平和を確実ならしむるにあるから、これ等の事情を一般に諒解させるること等を指示してあつたが如き、趣旨の存せしところ明瞭である。かくして両子は開戦のほとんど当初から講和の終局に至るまで、英米各国にあって使命の遂行に渾身の努力を致し、特に金子は講和談判に際し終始米国大統領との接触を保ち、和議の成立に尽瘁した。戦時特使をある國に駐在させて改進宣伝、民間外交のことにつきあたらしめるは、欧米においては珍しくないが、我が國にあつては日清戦争の際には未だ行わず、日露戦争に至り初めてこれを行つたのである。

さるほどに仁川沖の露艦撃破と同日、我が駆逐艦隊は旅順港外で露國艦隊に夜襲を加えて大勝を博した。露國政府は二月十八日、その公表文中に我が海軍が宣戰に先んじてこれ等の攻撃を行つたのを非難し、又同月二十日をもつて、外交断絶及び戦鬪開始の顛末を公表した。その要旨は、外交断絶は戦鬪開始を意味するものでない、そして日本は二月十一日宣戦したのであるから、八日の夜半及び九日十日の両日に露艦に襲撃を加えたのは、國際法違反の不法行為であるというに

あつた。日本にとつて時に不利の言説をなせばこそ、有利の弁護は余りなさざりしディロンその人をしてこれを解説せしめよ。彼は後年露国の隠れた史実を調査した末に曰く、

——日本は突然露国艦隊を襲撃せるにより非難を受けた。この非難は今日に至るも、なおこれを日本に加うるもの世に少くない。余は当年の史実を能う限り調査し、その獲た資料に基き、日本は平時におけると均しく戦時においても始終勇俠的信実及び節制を表露せりとの確信を得た。露国はもし自國より第一撃を敵に加えることがあつても、敵が行つたような不意撃ちをばなさなかつたであらうとの説は虚誕〔でたらめ〕である。當時露帝が関東總督に与えた「日本艦隊にしてもし韓國の西方において北緯三十八度以北に進航するあらば、日本艦隊からの第一砲弾をまたず我が方から彼に襲撃を加えて可なり。朕は卿に信頼する。上帝願わくは卿を佐け給え」との重要な電命は今日に嚴存する。(Dillon, *op. cit.*, p. 28)

この電命は最も雄弁な証人である。かつその全文は前項に述べた露国当年の秘録に第三十九号電訓として明掲されてあるもので、なお同電訓の後半には、「日本が韓國の西方面において軍艦をもつて上陸軍を掩護し、もしくは上陸軍にして北緯三十八度以北に進む場合には、卿は日本軍より最初の射撃をまたず直ちに日本軍を攻撃して可なり」とある。事実は寸毫の疑いを容れるべき余地はない。当年にあつては、我が國は未だかかる有力の証拠を——すなわち露帝が宣戦することなくして日本の海陸軍を攻撃して可なりと命令した——握り得なかつたが、しかも小村は露國の右の讒誣〔ざんぶ〕に對し、政府として公然弁明をなすの価値を認めないまでも、ただ我が政府の公正な態度はこれを間接に世に示すに利ありとし、外務省をして三月二日内外新聞紙を藉りて左の記事を非公式的に発表させた。

——露国政府は二月十八日及び二十日をもつて公表したる信報において、日本は平和の維持に眷々たりし露國の不意に乘じ、詐術をもつて奇勝を博したものなりと誣い、外交關係の断絶は決して敵対行為の開始を以て目すべきものにあらず、且つ日本は二月十一日に至りて始めて宣戦を公布したるも、八日以来露国軍艦及び商船に対し不法極まる攻撃を加え、國際法の原則に背戾せる行為を敢えてしたりと云えり。

しかれども露国が衷心平和を愛するに念なかりしは、彼が徹頭徹尾妥協の精神を以て日本の交渉に応ぜず、曠日弥久徒に時局を遷延し、しかして一方において海陸の軍備を拡張するに汲々たりしを以て容易にこれを窺知するを得べし。試みに昨年四月第二回撤退期に際し露国がその約束を履行せざりし以来、絶東における露国軍備増大の事實を示さんに、

増遣軍艦

戦闘艦	三隻	(三八、四四八トン)
装甲巡洋艦	一隻	(七、七二六トン)
巡洋艦	五隻	(二六、四一七トン)
駆逐艦	七隻	(二、四五〇トン)
砲艦	一隻	(一、三三四トン)
水雷敷設船	二隻	(六、〇〇〇トン)
合計	一九隻	(八二、三七五トン)

この外なお露国は駆逐艦の組成材料を鉄路旅順に送りて急速その組合わせに従事し、既に竣工せるもの七隻あり、又義勇艦隊汽船二隻をウラジオ港において武装して軍艦旗を掲揚せり。

しかのみならず露国は更に戦闘艦一隻、巡洋艦三隻、駆逐艦七隻、及び水雷艇四隻（このトン数合計三万七百四十トン）を増遣し、既に東洋に向つて航行中なりしなり。故にこれを合すれば、露国増遣艦隊は無慮十一万三千トンに上るべし。

増派陸兵

露国は昨年六月二十九日、シベリア鉄道輸送試験の口実の下にチタに向い歩兵二箇旅団、砲兵二箇大隊、騎兵、輜重兵各若干を送りたるを始めとし、陸續軍隊を絶東に輸送し、本年二月上旬までにはその兵数既に四万余に達し、なお必要の場合には二十万余の兵士を増遣すべき計画をなしおれり。

これと同時に露国は、旅順、ウラジオ両軍港の砲塹増築に昼夜を分たず工事を急ぎ、琿春、遼陽その他の要地にも砲塹を修築し、義勇艦隊及びシベリア鉄道に依りて盛んに兵器弾薬を絶東に輸送し、十月中旬において既に野戰病院を積載せる十四輛の列車は大至急本国を出発せり。知るべし露国は毫も妥協に意なく、専ら武力を以て日本を屈從せしめんと企図したるものなるを。

露国の軍事的活動は本年一月下旬より二月に入りますます急調に赴き、一月二十一日には旅順大連より歩兵約二箇大隊、砲兵若干を韓国北境に送り、同じく二十八日にはアレクセーエフ総督は鴨綠江付近にある露国軍隊に向つて作戦命令

を下し、二月一日にはウラジオ軍港知事は本国政府の命令により何時にも戒厳令を布き得るに至りたるを以て、在留日本人にハバロフスクへ退却の準備をなさしめんことを在同所日本貿易事務官に要求し、旅順における露国軍艦の有力なるものは、修繕中に属する一戦艦を除くの外はことごとく外海に出で、その陸兵は遼陽より陸続鵠綠江方面へ向つて進發せり。誰か露国に戦意なく、又戦備なしと云うものぞ。日本は事態切迫しこの上一日の猶予を容ざざるを以て、遂に止むを得ずその無用に属する談判を断絶し、自衛のために必要の処置を取るに決せり。故に戦争を挑発さしたるの責は日本にあらずしてかえつて専ら露にあり。

且つそれ日本は二月六日において露国と懸案の談判を絶了し、露国のために侵迫を被れる地歩を防護し、且つその利権を擁護するため、自ら最良と思惟する独立の行動を取るべきこと、並びに外交関係を断絶し公使館を撤退する旨を露国に通告せり。独立の行動は一切を意味す。敵対行為の開始またもとよりその内にあり。仮に露国においてこれを解すること能わざりしとするも、日本は露国に代りて誤解の責に任ずべきの理由なきことは勿論なり。はた又宣戰公布は敵対行為開始の必要条件にあらざること國際法学者のことごとく一致する所にして、現に近時の戦争においては宣戰公布は交戦開始後においてするをその常とせり。故に日本の行動は國際法上においても毫も非難すべき点あることなく、いわんやその非難の露国より来たるにおいては、むしろすこぶる奇と云わざるべからず。何となれば露国自ら宣戰の布告をなさずして直ちに戦闘行為を行ひたることは歴史上その例証極めて乏しからざるのみならず、一八〇八年においては實に外交関係の断絶前においてすらフィンランドに出兵したればなり。——

宣戰は敵対行為開始の必要条件でないことは、右にあるが如く當時國際法学者のことごとく一致するところである。これについて露都に一珍話があった。露国外務省法律顧問のマルテンス博士は同時に露都學院の國際法講師であつた。彼は開戦當時同院にて、開戦には必ずしも宣戰を要するものにあらずとの論告を学生に向つて誇々（繰り返し教え論すさま）講述した。ところがそのことが露国政府の耳に入つたので、当局者は赫として怒り、彼に対し時節柄右様の論旨を説いたのは国家に不利極めて大であるから、速やかにこれについて善後の手段を執るべしと命じた。そこで彼は急ぎ筆を執り、宣戰せずして敵対行為を開始するは不法なりという一文を草し、自己の名において露都新聞紙上に公表した。しかし露国外務省は、更に二月二十二日をもつて在外露国代表者に対し、日本は韓国において國際法違反の行為を演じたこと、かつ将来韓国政府の命令宣言等は無効なることを声明した回牒を発し、これを各任国政府へ提出せしめた。そ

の要旨左の如くである。

——日露両国間の談判破裂以来、日本政府の態度は文明諸国間相互の関係を律する各習慣法の公然たる違反を構成する。今我が露国政府は、その違反を一々名状しないが、日本政府の敢えてしたる韓国に関する暴戾の行為に至りては、これに關して各國の最も深重なる注意を促すの必要ありと考量する。そもそも韓国の独立及びその保全は各國の承認せるところで、この原義の犯すべからざるは一八九五年の下ノ関條約、一九〇二年の日英協約、及び一九〇二年三月十六日の露仏宣言の確認せるところである。韓帝は日露両国衝突の危険を予想し、本年一月嚴正中立守持の決心を宣言せる文書を各國に発送し、各國は満足を表してこれを接受し、露国もまたこれを承認した。しかるに日本政府は右の事實をことごとく無視し、各条約及びその義務をも蔑视し、かつ國際法の原則に反戻して〔背いて〕左記の行為を敢えてしたこと、今や精確にして充分に確認を経たる事實の歴証するところである。

一、抗敵開始に先だち日本軍隊は中立を宣言せる韓国に上陸した。

二、日本艦隊は本月八日、すなわち宣戰公布の三日前に、中立港たる済物浦に碇泊中にてしかもその艦長は日本人が悪意をもつてデンマーク海底線經由我が電報の配達を遮止し、かつ韓國政府の電信交通を破毀せしがため国交破綻の通知を受くるに由なき境遇にありたる我が軍艦二隻に対し突然攻撃を加えた。

三、日本政府は現行國際法にかわらず、抗敵開始に至らんとする刹那において、我が商船數隻を韓國中立港内において捕獲した。

四、日本政府は在京城同國公使を経て韓帝に向い、韓国は爾後日本行政の下に置かるべしと宣言し、かつこれに従わざるときは日本軍隊は京城を占領すべき旨同皇帝に警告した。

五、日本政府は在京城仮國公使を経て我が駐韓公使にあて、我が公使館員及び領事館員を率いて韓國より退去すべき旨を促したる書面を送付した。

我が露国政府は、前記各事實のはなはだしき國際法違反の罪を構成することを認め、日本政府の行動に対し各國に抗議を提出するをその義務なりと思量し、國交を保障するところの原則を重視する各國の我が態度に合意すべきを確信して疑わない。これと同時に我が政府は日本が韓国において不法に権力を壟斷せしがため、韓國政府より出だすことあるべき各命令及び宣言をことごとく効力なきものと宣言する旨をここに予告することを必要なりと考量する。——

これに対し我が外務省は、三月八日をもって左の弁妄書を公表した。

——聞くが如くんば露国政府は近時一公文を各國に致し、日本政府を責むるに國際法違反に属する或る種の行為を韓国において行いたることを以てし、且つ将来韓国政府の命令並びに宣言はその効を有せざるべき旨を声明したりと云う。帝国政府はこの機において露国政府の意見もしくは声明に対し、敢えて顧慮するの必要を見ず。しかれども事実の誣妄〔偽りによる陥れ〕を看過するにおいては、或いは恐る、中立國中これがために誤解を生ずるに至るものあらんことを。故にこれに対しその妄を弁ずるは帝国政府の権利にして又義務なりと信ずるを以てここに露国がその公文において充分の訂左あり且つ確實なる事實と聲明したる五点に關し左の聲明をなさんとす。

一、日本軍隊が宣戰に先だち韓國に上陸したることは、帝国政府もまたこれを認む。しかれども交戰の状態は既に現実に成立しおりたるなり。且つそれ韓國の独立及び領土保全の維持は、今回戰争の一目的なり。したがつて露国が侵迫せる地方に軍隊を派遣するは、我が権利と必要に属する。いわんやこの事たる韓国政府の明確なる同意を得たる所なるにおいてをや。日本軍隊が韓國に上陸したるは平和なる商議の進行中露国の大軍が清國の同意を経ずして満洲に送派せられたが如きと大いに趣を異にし、曲直のある所極めて明瞭と謂うべし。

二、帝国政府は露国公文第二点を以て全然無根の虚説なりと声明するものなり。帝国政府はデンマーク海底電線に由る露国電信の交付を停止したことなく、又韓国政府の電信を破壊したことあるなし。もしそれ二月八日我が艦隊が仁川港において二隻の露国軍艦に突然攻撃を加えたりとの非難に対しても、交戰狀態當時既に成立したりしこと及び韓國は既に日本軍隊を仁川に上陸せしむるに同意したるが故に、同港は少なくも日露両交戰國間の關係においては既に中立港たるの性質を有せざりしことを一言するを以て足れりとす。

三、帝国政府は捕獲審檢所を設立し、これに援くるに商船捕獲の適法なるや否やに關し最終の決定を下すの全權を以てせり。故に露国公文第三点に關してはここに何等の聲明をなすべき場合にあらずとす。

四、帝国政府は露国公文第四点の所説は全然事實の根拠なきものなることを声明す。

五、帝国政府は露国公文第五点所説の不精確なることを断言す。帝国政府は露国公使に対し、韓國を退去することを直接にも又間接にも要求したことなし。二月十日駐韓仏國代理公使は我が公使を來訪し、告ぐるに露国公使が韓國退去を希望しあるを以てし、これに關して我が公使の意見を尋ねたるに付き我が公使は露国公使にその隨員並びに公使

館護衛兵を隨え平和に撤退するにおいては日本軍隊を以て十分これを保護すべき旨を答えたり。この趣はその後日仏代表者の間に書簡を往復して更に確かめられたり。かくて露公使は二月十二日を以て任意に京城を撤退し、しかして我是仁川まで日本兵士の衛護を付したり。

なおここに付記すべきことあり。釜山駐在露国領事は二月二十八日に至るまでなおその任地に止まりたり。同官の残留かくの如く久しきに亘りたるは、何等訓令に接せざるため止むを得ざるに出でたるものなりと云う。惟うに露国公使はその出発に先だち必要の訓令を領事に与うることに念い到来ざりしものなるべし。しかして撤退の訓令遂に露国領事に達し、領事においてもまたなるべく速やかに釜山を去らんことを希望すること明らかなるに及び釜山駐在帝國領事は露国領事の出発に関しあらゆる便宜を与え、結局露国領事の一行は我が領事の斡旋にて日本を経て上海に赴くこととなれるものなり。

文中の電信差止めに関しては林権助述『わが七十年を語る』〔書肆心水復刻版『極東動乱 出先外交経験秘話』〕に触れているところがある。

当時たまたまハーベーの仲裁裁判法廷において、英仏伊三国対ヴェネツィエラ国要償問題の判決宣告に際し、同裁判長であつた露国司法大臣ムラヴィエフの日露開戦に因し私憤を洩らした一悶着があつた。二月二十二日彼はその判決を宣告した後日露開戦に説及し、「われわれは衷心平和を渴望するから、全力を傾注して自信と熱誠をもつて孜々これを求めて止まぬが、しかもなお常に敵抗的挑発と不意の襲撃を免かることを得ない。」云々と述べた。

ハーベー仲裁裁判法廷は公明正大一片の私心を容れるを許さない神聖のところであるにかかわらず、いやしくも裁判長である者がその資格を濫用し、これを私憤を漏らすの用に供したのは一大失態たるを免かれない。よつて小村は同月二十六日我が駐蘭公使に訓令し、常設仲裁裁判所評議員会長たる蘭国外務大臣に対し左の趣旨をもつて抗議を提出せしめた。

——日本國皇帝陛下の特命全權公使たる下名は本国政府の訓令に遵い、常設仲裁裁判所評議員会長たるオランダ国皇帝陛下の外務大臣閣下に対し左の通牒をなすの光榮を有す。

帝国政府は常設仲裁裁判所を一八九九年七月二十九日ハーベー条約記名国の行為、意思、もしくは名声を攻撃する目的に使用するの事理に適するものにあらざるを確信するをもつて、帝国の名譽と威儀とを防護し、且つこの高等法廷の妄濫醜汚なる使用を防遏せんがため、ここに一九〇三年五月七日ワシントン議定書に依り組織せられたる法廷の裁判長が本月二

ボーツマス講和会議

いよいよ講和期に入る

明治三十八年・一九〇五年六月九日の夜、在本邦米国公使グリスコムは小村を訪い、本国政府の訓令として同日付の公文を小村に手交した。他方駐露米国大使メーヤーが露都において、ほとんど時を同じうして同一の公文を露国政府に提出したのは勿論である。その内容は左の如くであった。

——本使は國務長官の電訓に従い、閣下に対し左の通牒をなすの光榮を有す。

大統領の所感を以てすれば、今人類一般の利益のため、目下の慘憺たる且つ痛歎すべき戦争を終局せしむること能わざるかを見んがため大統領において努力せざるべからざる秋まさに至れり。

合衆国が日露両国そがいと友好親善の関係を保つや久し。合衆国はこの両国の繁榮福祉を祈ると共に、この二大国民間の戦争に依り世界の進歩を阻礙せらるるを感じず。

故に大統領は、日露両国政府において両国自己のためのみならず文明世界全体の利益のため、相互間に直接の講和談判を開始せんことを切望す。

右講和談判は全然両交戦国において直接にこれを行ふべく、換言すればすなわち日露両国の全権委員は何等仲介者を設けずして会見し、以てこれ等両国代表者において講和条件を協定すること能わざるかを見るに至らんこと、これ大統領の勧告する所なり。

大統領は熱心に日本政府に請うに同政府がこの際如上の会合に同意せんことを以てし、又露国政府にも等しく同意を求

めつゝあり。大統領は講和談判そのものに関しては何等の仲介者を要するを見ずといえども、もし両関係国にして会合の日時及び場所に関し予議を整うるに付き大統領の力を仮るを利ありとするにおいては、大統領は正当になし得る限り何事にても欣然その任に当らんとす。しかれども右の予議とても、もし両国間直接に又はその他の方法を以てこれを整うることを得ば、これ大統領においてもとより擇ぶ所なり。何となれば大統領の目的とする所は、唯だ文明世界全体が依つて以て平和を来たさんことを禱るべき会合の成立に外ならざればなり。

本使はこの機に際し云々——

右に対し小村は翌十日付を以て左の回答をした。

——本大臣は國務長官閣下の電訓を通牒せられたる本月九日付貴簡を受領するの光榮を有す。なお帝国政府の覆答として左の趣を貴国政府へ電致せられんことを請う。

帝国政府は貴簡に記述せられたる合衆国大統領の勧告に対し極めて慎重なる考量を加えたり。これその發言者とその内容とに顧み、素より当然に属す。

露国との平和はその確実を充分に保障するに足るべき条件の下にこれを復立せんことは、世界の利益のため、はた又帝國の利益のため帝国政府の希望する所なるを以て、帝国政府は大統領の勧告に応じ、全然両交戦国間において直接に講和条件を商議決定するの目的を以て、相互の意に適し且つ便宜と認めらるべき日時及び場所において露国全権委員と会合せんがため帝国全権委員を任命すべし。

本大臣はこの機に際し云々——

露国政府もまた米国大統領の勧告に応ずる旨の回答を駐露同国大使に致した。但しその回答の肯綮こうけい〔急所〕に当らない点のあつたことは後段に叙する。とにかくルーズベルトは露国政府から和議開談承諾の回答に接して、即時新聞紙をしてこれを公表せしめた。要するにかくして意思の動搖常なき露帝をしてその承諾を翻す余地なからしめるの用意に出でたのである。

こえて十三日、小村は駐独井上公使に訓令し、政府はドイツ皇帝陛下が米国大統領の尽力に賛して、露帝をして和議に關する大統領の勧告を容れしめるについてその偉大な勢力を傾注せられたとのことをワシントンから得た報道によつて了解し、陛下がかくの如く平和に貢献せられた偉績に対し深く欽佩きんぱい〔感服〕するとの旨をもたらして内密に獨国政府に感謝せ

しめた。小村の外交の寸毫も漏らさない周密深慮、隨處にこれを窺い得るのである。當時仏国の新外相ルヴィエルもまた別に在パリ露國大使を介し、露國に対し講和斡旋のことを申込ましめた事実があつたので、小村は本野公使をして仏国政府に対してこれまた謝意を表せしめた。

その前々日、すなわち米国政府の公然の和議勧告に対し前記の回答を発した翌十一日、小村は高平公使に電訓し、政府は講和談判に関する必要の予議について大統領の斡旋を煩わそうと欲する旨を米国政府に通ぜしめ、かつ（一）談判地は芝罘チフツを以て適當とすべく、（二）談判開始の日取はなるべく速やかなるを可とし、（三）露國全權委員の人物は、その意見行動共に本国政府の尊重是認を得るを保障するに足るべき人格及び位地の者たるを疑わない旨を開陳せしめた。その同じ十一日、駐米獨國大使は本国政府の訓令に依り一書を大統領に裁して曰う、

——疑念深き露帝は日本の要求にして苛重に失し、または露國に取りて屈辱的のものたるにおいては、直ちに商議を打切るべしと我が皇帝に申し來たつた。我が皇帝には、和議開談の最上策は貴大統領において参考までに日本の要求条件を突止められ、これを露都に示す前に貴大統領において查閲せられ、事實苛重かつ屈辱的のものたる場合にはこれを日本に返付してその再考を促さるるの順序を執らるるにありと思惟せらる。帝には貴大統領において過當にあらずと認めらるる条件は露帝をしてこれを容諾せしむるに全力を尽すべしと宣べ、かつ日本の関する限り和議の成否は一に貴大統領の手中に存すると思惟せらる。——

要求条件の事前の内示の如きは、我が政府のもとより一顧をだに費し得べき所でない。この照会に対し大統領が獨國大使に向つて如何なる返答をしたかは不明なるも、講和談判に関する予議の歩を進めようとする際、独帝のかかる意思是は、日米いずれの側よりみるも到底考量の余地なかつたことは論をまたない。

これよりさき同月八日、金子の白堊館を訪問した節、ルーズヴェルトは講和談判地のことに説及し、「自分は未だ日本政府の意向を承知しないが、パリは不可なり、ベルリンも不可なり、ロンドンもまた不可なり、自分は奉天とハルビンの中間に於いて適當地を求めるにしかないと思考するが、貴見如何」と問うたので、金子は「パリ、ベルリン、ロンドン、いずれも不可なることは貴見と同感なるが、さりとてこれを両軍の戦闘線内に定めるにおいては、満洲屯營の両國軍人は各自国の談判委員に迫り、その主張を貫徹せしめようと欲し、ために談判を不調に終らしめる虞れなきを保せぬから、講和談判地は満洲戰線区域以外に求めること必要なるべく、私見を以てすれば、芝罘チフツもしくは山海关を適當と考える」と答

え、大統領はなお熟考すべしと述べた。しかるに高平は芝罘案の電訓に接したので、これを大統領に通じようとした折、これに先だち同十一日在華府独国大使の來訪に接した。その際同大使から露国はパリを談判地とする希望を有するとの言があつたので、高平はこれを不可として芝罘説を述べたのに、同大使は芝罘は北京に近くかつ陰謀の叢淵であるから、むしろ奉天を可とすべく、北清地方以外にあっては、ワシントンこそ最良の地であろうと答え、露国全権委員たるべき人物に関しては、同大使はローザンに言及し、転じてクロパトキン將軍は如何との説を出した。高平からこの報告に接した小村は十二日發電を以て、芝罘またはその付近地が談判地として折合う見込がないとすればワシントンを以てこれに充てることを提議すべく、露国全権委員に関しては、単に商議事項の取次役に止つて自身の意見で事を断ずる能わざる者ならば、これを対手として重大なる談判に當るに際し徒に事の遷延を来たし、和議の成立を妨げる虞れあること前々年の日露交渉に徴しても明白であるから、我が方においては特別の人を指さないが、要は充分の地位と勢力とを有し、その意見行動は本国政府の尊重贊助を得るに足るべき人物の任命を欲する。かつその数は少なくも二名とするのを希望するとの旨を回訓した。

この日すなわち十二日の午後、高平は大統領に会見したが、大統領は駐露米国大使が露国外相から接受した露国政府の回答を示し、なお告げるに同日午前露國大使より口頭で、露國は駐仏大使ネリドフを全権委員に任命しようと欲すること、及び両国全権委員の会合地はパリを提議しようと欲することの通報に接した旨を以てした。右露国政府の回答の要領は、——米国大統領が本国政府の電訓に依り本大臣に転致せられた通牒は、本大臣において我が皇帝陛下の観覽に供した。陛下には米国大統領の来示せられたる趣旨に深く感動せられ、右は實に露米両国間に存在する伝來の友誼を重ねて表彰するものたると同時に、一般人類の福祉及び進歩に取りしかく緊要なる宇内の平和が、大統領において我が陛下と均しく切に重要視せらる所たるを証明するものとして欣悦せらる。追つて「露日両国の代表者において講和条件を協定すること能わざるかを見んがため」会見すべき件に関しては日本政府もまた同様の希望を表示するにおいては、露国政府はこの努力に対し主義上異議を有せず。——

といふもので、現に露国外務省が六月十三日を以て発表した陳述書においても、その米国政府に対する露国政府の回答の末文には「露日両国が如何なる程度まで講和条件を協商し得るやを審議するの任務を与えられた両国全権委員の追つて会合すべき件に関しては、日本政府においても同様の希望を表明するにおいては、露国政府もまたかかる企図に対し主義に

おいて何等異存を有せぬ」との言句があつた。

露国政府の右回答は、我が政府の回答の直截かつ明確なるに比しはなはだしく逕庭がある。露国のいわゆる全権委員なるものは、我が政府の簡派せんとする全権委員と果して同様の権限を有すべきやすこぶる疑いなきを得ない。露国にしてその全権委員に賦与するに我が方と同様充分の全権を以てしない限り、我が方に於て全権委員の簡派に同意できないは勿論である。また談判地に至つても、パリは我が意に適しないのはなおロンドンを露国が好まないと同じで、否、歐洲はいずれの点から觀るも、我が方これに応じ難い理由がある。この問題に対する大統領の所見として同月十四日彼が金子に語つた所によれば、露国政府はパリを主張し、日本は芝罘^{チフー}を主張し、その間に大懸隔あつて、到底まとまるべき見込なき故、自分は初めスイスを指定しようと欲したが、同國駐劄米公使は親露派なることを聞知したので、自分はハーヴィングを指定しようと欲すること、ハーヴィング駐劄の米公使ヒルは日本に同情を寄するのみならず自分の親友であるから、日本に取つて万事好都合なるべきこと、ワシントンについては初め内密に露国の意向を探知したが、露国政府は自分を以て日本に対する深厚な同情者と認めるのみならず、米国民の人気は全然日本に傾注するため、その渦中に進入して講和談判を開くは露国に取り最も不利なるを感じ、容易に同意しない情がある。また談判地を我が米国の都府に指定するにおいては、世界列国は自分を以て米国の光榮と一己の名譽とに支配せられてこれを決定したものと思惟するかも知れないこと、但し日本政府において到底ハーヴィングを好まざるにおいては、自分は重ねて露国に対し日本政府の意思を通告し、所詮はワシントンに同意せしむべきこと、とあつた。けれども我が政府の欧洲を好まぬこと動かし得ない。されば小村は同十四日発にて高平に訓令し、大統領に対し左の通り開陳せしめた。

——帝国政府は大統領の目的たる講和の確定にありと了解し、この目的を達せんがため我が全権委員に付与するに講和条件を商議決定するの全権を以てせんと欲す。しかるに露国回答の措辞の特異なる、適々以て露国の意思は單にその全権委員に付与するに日本の講和条件を受領するの権限のみを以てせんとするにあらざるか、露国は單に我が要求を探らんがためにのみ大統領の勧告を利用せんと欲するにあらざるかの疑惑を生ぜしむ。思うに真正なる日本全権委員と單に有名無実なる露国全権委員との会合は絶対に從旁に属すべく、且つ大統領の目的を達成するにおいて秋毫^{しゃうこう}（わずか）の貢献する所なかるべきを以て、帝国政府は大統領において露国は果してその全権委員に付与するに講和条件を商議決定するの全権を以てするの意思なるや否やを確かむるの労を執られんことを切望す。露国にして事実右の意見を有するにおいては、この

質問に明答を与えること素より難事に非るべし。次に全権委員の会合地に関しては、帝国政府は歐洲に赴くを好まず。けだし日露両国委員の会合の実際可能の事態となるに至れるものは、偏に大統領の斡旋に依るに外ならず、これすなわち帝国政府がワシントンを提議せるゆえんなり。ワシントンの選定は、すでに我が全権委員をして露國全権委員と会合のため、彼我路程の半ば以上を行くのやむなきに至らしむ。これより以上は到底これを我に求め、又は我より期待し得べきにあらず、もしそれ華府にして酷暑堪え難しとせんか、ニューポート又は米国内の他の一地を択ぶも可なり。——

高平は翌十五日朝大統領に会見し、右電旨を開陳した。しかるに大統領は、「露國の回答は自分があらかじめ日本政府に提出した上自ら公文に用いた言句をそのまま引用したものであるから、右の措辞を咎めて今さらに日本において露國委員との会見を拒絶するが如きことあれば、自分の立場は勿論、日本政府の地位もまた窮境に陥ることなしとしない。自分の所見では談判委員の権限如何は毫も緊要の問題でなく、いやしくも講和の意思あるにおいては、会議の実行こそ最も緊要の点である。もし講和の誠意なければ、たとい談判委員において全権を帶有するも、和局の成立には何等裨益する所ない。これに反し自分の期待しかつ信ずるが如く、現に平和成立の見込あるにおいては、談判委員に与えらるべき訓令の形式如何の如きは深く問うに当らぬ。自分は露國に対し、その談判委員に付与するに日本がその委員に付与すると同様の全権を以てするを慇懃したが、万一露國においてこの勧告を容れないとするも、日本において自分がかねて日本の同意を経て両国に勧告した講和委員の会合を拒絶するの正当理由とはなるまい」との意を答えた。大統領はこの問答の次第を自記し、「露國の回答は日本のそれに比すれば少し不満足のものであつたのは論をまたぬ。露國の回答は何程か猾く、確定言質を避けようとなめたことは尤も千万なるが、さりとて同時に余の同文公書に用いた文字をそのまま引抄したものだから、もはや談判を辞退しようとするも、その理由はないのである。しかるに日本は今や愚弄を演じ始めた。日本は余に請うに露國は果して講和の全権を帶有する委員を任命する意なるや如何について明確な回答を露國より得ることを以てし、その否定的場合には日本は会商を欲しない意を暗示した」と云つたが (Bishop, *op. cit.*, I, p. 389)、我が国の立場よりすれば、折角露國委員と会商を行う段となり、彼等があたかも往年の日清戦役の際に於けるためあらかじめその権限を突止めるは当然の順序で、これを以て愚弄的挙措と見るはもとより当らない。されば高平は大統領との間にこれについて隔意なく凝議をした末、結局大統領は左の覚書を露國大使に送致することに同意した。

——大統領の接手したる陳述書によるに、日本は講和確定の目的を以て講和条件を商議決定するの全権をその委員に付与するの意思である。尤も右決定は本国政府の批准を要すべきは勿論である。大統領は露国においてもまた日本と同様、その委員に付与するに講和条件に関し日本委員と意見の一一致を見たる場合にこれを決定するの全権を以てせんことを切望する。この場合においても右の決定が露国政府の批准を要するは論をまたない。

大統領の所感を以てするに、日露両国は相互の承諾し得べき条件協定に至るがため、あらゆる努力をなすを要するのみならず、極端なる懷疑者流をしてなおかつ両国かかる誠実の意図を有することを確信せしむるに足るべき手段を探らねばならない。そして右様の結果たる、前に述べたるが如き権能を有する全権委員の任命によりこれを実現し得べきを信ずる。

なお、日本政府は少なくとも二名の全権委員を任命する意思である。大統領は露国もまた均しく少なくとも二名を任命するを得策なるべしと思惟する。但しこの点はもとより単に大統領の所見を露国政府の参考に資せんとするに過ぎない。

けだしルーズベルトは、全権委員の権限問題に関する小村の懸念を諒知せぬではないが、ただ彼は露国の自負心に顧み、露国の明答を強硬に追究するを憚り、またこの問題の故を以て折角実現の運びに至ろうとした講和会議の開始に万一の蹉跌(はさざへ)を来たすことを恐れたのである。これすなわち露国に對しては前掲の覚書を以て我が所望の催告をなすことを承諾すると同時に、我が方に対してもこの点を以て講和会議応否の必須条件としないことを慾^{（よほ）}慮したゆえんである。しかるにこの間において露国政府は、談判地としてワシントンの選定に同意する旨を六月十三日を以て米国政府に言明し、また大統領から露国大使に対し右覚書を提示するや、同大使は「露帝は地位極めて高く、かつその信任を負えるもの若干名を速やかに全権委員に任命せらるるであろう」とい、同時に「露国の回答中に全権委員なる文字を用いたことは、露国全権委員において日本全権委員と意見一致し得るにおいては均しく本国政府批准の下に講和条件を商定する全権を有することを意味するは勿論である」と断言し、「しかるにもかかわらず露国の意思に対し疑惑を懷かるるを見るは不快とする所である」との意をも洩らしたので、大統領は全権委員の権限問題は右露国大使の声明を以て一先ず解決せられたものとし、高平と協議の上、その一旦露国大使に提出した覚書を撤回し、併せて日本政府においてこれ以上本件の論究をしないよう高平に求め、別に六月十六日を以て在本邦米国公使に電訓し、同様の勧説を小村に致さしめた。

露国政府が講和談判地としてワシントンの選定に同意する旨を表明したることは前述の如くであるが、同十六日に至り、露国外相ラムスドルフはメーヤー大使に、露国はやはりハーグを欲する旨を告げ、同時に露都からの御用通信は談判地問題は再協議となり、多分ワシントンを止めてハーグとなるだろうと東西各都に打電した。一度決定したことを容易に翻すを好まないルーズヴェルトは赫として怒り、即座に自ら筆を執つてメーヤーに宛て左の電訓を発した。

——貴官は速やかにラムスドルフ伯に面会し、余がカシニー大使から六月十三日付同伯発電に係る「講和談判地の選定は、露日既に第三國の仲介なしに直接会商をなすべき以上は、さしたる重要問題ではない。露国政府はその幾多の理由よりして希望するパリが異議を受くるにおいては、他の諸地よりもむしろワシントンを選択せんと欲する。殊に会商の發意者たる大統領の現地にあることは、吾々總ての企図する目的に向つて有用なる勢力を加え伝るが故に」との通牒を受けたことを告ぐべし。余は日本からハーヴィングに異議あることを聞いた後、そして露國からはハーグに関し何等通告に接しないに先だち、日本に通ずるにワシントンの選定を以てし、またこれをカシニー大使に告げ、併せてこれを世に発表した。この行動を覆すべき考慮をなすは今日余として不可能なること勿論で、余は会商地の関する限り問題は既に終結せるものと認む。ラムスドルフ伯にして異議あらば、貴官直接露帝に謁見し、この電文を露帝の前に朗読せらるべし。しかしてラムスドルフ伯に対しては、時局の極めて重大なるに鑑み、やむを得ずこの要求をなすのであると述べらるべし。余は露国政府にして自身熟考するにおいては、余が露国政府の請求に遵つて行動し、これを日本に通告して既にその同意を得、かつ全世界に公表したることを今さら覆すが如きは、余の全然問題外とするゆえんの理を容易に悟り得べしと確信する。貴官はこの理をラムスドルフ伯、及び必要と見ば露帝にも説明せらるべし。——

ルーズヴェルト伝の著者ビショップは、右の電訓発送をば飽くまでルーズヴェルト式だと評し、そのかつて一九〇二年のヴェネズエラ事件の際に独帝に対して行つたものと正しく似てゐると記した。

その同じ六月十六日、大統領が當時英國漫遊中の上院外交委員長ロッジに宛てた書簡（この書簡中には十六日以後の講和交渉経過のことにも説及してあるので、日付以後に発送したるものかと思われる）は、大統領のその折の胸中を左の如く描いてゐる。

——予は貴下が英王に対し、独帝と予との関係を明らかに語られんことを希望する。予は独帝との親好を依然維持せ

んことを欲する。独帝には予が称揚を吝^おまざる若干の美質を有する。けれども予を以て彼の勢力の下に立つものと思わば大間違である。同時に貴下も予も、共に英國の勢力の下に立つものでもないが——このことは語られるに及ばない。

——吾等は米英両国が今日極東において共に手を携えて行動しつつある如くに、米英両国の共動を切望するの方針であること、及び独帝に関しては、予は米独両国の關係を親善の基礎の上に持続せしむる考えなるも、予を以て帝の他国侵害の道具に使われているものと想わば痴人夢を説くの類なることを最も明確に語られたい。

講和談判の件。予は次から次へと難問を迎へ、その数を知らず。露国は再三表裏反覆の非行を演じて憚^{はばか}らない。日本の方針も今日まで必ずしも常に満足的ではない。貴下は予が如何に本件を取扱い來たつたかを正確に知らんと欲せらるるかも思ひ、文書その他一切をここに貴下に送る。尤も本信が世間に知れ渡れば面倒を惹起すべきであろうから、勿論これを厳秘に付せらるる十二分の注意を願いたい……。

予はカシニーを見た。彼は例の調子で、露国は白人種のために戦いつつある（これを聞いた予は、しからば何故に露国は他の白人種に日本人に対する以上の虐遇を加えたかと反問した）露国は戦敗を承認するには余りに大国であると答えた。けれども予は彼に対しやや強く語つたが、彼は予の所見を本国政府に伝達し、本国政府が果してこれに同意すべきや否やを尋ねべしと答えた。

予はスペック及びジュスラン（独仏両国大使）と接触を持つてゐる中に、突然に独帝の執りつた行動の端緒を得た。帝の来電の写しは前便にて貴下に送致した。一はこの来電のため、一はカシニーは果して予の所見を確實に本国政府に伝達するや、またラムスドルフも果して予の希望した所を露帝に奏言するや疑わしと見たので、予はマイヤーをして直接露帝に拝謁せしむべく決意し、前便貴下に報じた通りを彼に電訓した。

かくして予は、露国政府が事を措弁するに如何に緩慢至極なるかの特質^{つけだ}を詳かに実験した。六月六日、カシニーは予の提議を拒絶せる、むしろ全然これに回答しない本国政府の回電を予に示した。しかも曰う、露国は平和も居中調停もこれを求めず、されど大統領において日本の要求を緩和せしむるに力を加えられたく、またその要求の何たるかを探知せられたく希望すと。

その翌日、マイヤーからの回電に接した。要は露帝は「如何なる代価にても平和」はこれを欲しないが、大統領の提議にして秘密に付せられ、かつその自身の發意で日本の意向を探知するというを条件として、該提議に応ずべしという

あつて、すなわちカシニーの前日の行動を直接に裏切るものであつた。

カシニーはこれを知らず、予に向つてマイヤー大使は露帝の言を誤解せるものであろうと主張した。予は彼の言をマイヤーに打電した。マイヤーは早速露国外務大臣に会見し、予への回電を示して露帝の言を誤解せる所あるやを尋ねたるに、毫も誤解する所なし、その旨を回電して可なりとの允許を得た旨マイヤーから回電があつた。ここにおいてか予は日露両国に対する同文通牒を公表した。……

この時始めてカシニーは本国政府から経過の次第を告げられたものと見え、来たりて予に本国政府の謝意と予の勧告に対する受諾の旨とを述べた。露国政府はこの時に至るまでは、講和に対する態度について彼に何等告ぐる所がなかつたものと予は思う。

カシニーの予への口頭陳述にては、その受諾は無留保的のものであつたが、その後予はマイヤーを経てラムスドルフより回答に接した。……

この間において予は日露両国政府に向つて徒らに細目に拘泥するの不得策なるゆえんを説明し、高平及びカシニーと共に極めて虚心坦懐に迎え、ただ何人にもかつて語らなかつた一事を除く外、總て實質上同一の件を告げた。その語らなかつた一事とは、予の行動が日本の求めに發程したそのことである。

予は露国に向つては、徒らに末節に固着するの無意味なること、戦が繼續すれば東亜の露領地はことごとくこれを喪うに至るべきこと、その打撃はほとんど回復するを得ざるほどのものなること、予は当初露国に同情せざりしも、露国人に対する衷心からの敬意と世界全般の利益とに顧み、既往二百年露国に属していた領土を喪失するを見るは真に忍びざること、今や露国はその軍事的位置の絶望なるに鑑み、平和を獲んがためには多少の譲与もやむなきゆえんと、かつ将来の戦争のことは別論とするも、今次の戦争は確かに失敗なりし事實を悟るの必要なること等を告げ、また日本に対しては、もし露国をしてむしる統戦するを可とすと思わしむるような条件を課するにおいては、その統戦により東部シベリアは疑いもなく挙げてこれを占領し得んも、予の所見にては、その領有は日本に取り全然無価値のもので、かつ露国をばその国民の存続する限り、駆つて長えに仇敵と化さしむること、しかも日本にしてこの目的を達せんがためには、さらに一年に亘りて夥しき血を流し、金を費し、その国帑〔國財〕を沽渴せしむるであろうから、全然無用の努力に屬すべしとのことを説示した。今や日本は旅順及び韓国を握り、満洲もその配下にある。故に日本は、これ以上の要求を抑圧すればするほど有

利の位地に立つべきものと思惟せざるを得ない。故に予はなお日本に告げた。仮に地を易えて予を日本たらしめたならば、予は講和會議地をハーベーとする露国の提案を欣然受諾したであらう。否、パリでも不可でない。なぜならば予にして核実を握る限り、外殻つまづらは喜んでこれを露国に与えようと欲するからであると。この最後の形容語に高平はすこぶる感じたので、予はその意味を詳かに彼に説明した。

日本はこの上人と金との大犠牲を払つて一年の統戦をなし、その揚句東部シベリア（日本に取りては無価値である）を取つて見た所で、戦争に伴う疲弊は極めて大であるから、これに比すれば適當の条件の下に講和することが遙かに真の利益である。また露国にしても、その東亞における境土が十年前のと実体的に逕庭なき程度に止まるを得るにおいては、今日講和することがこの上統戦して東亞より全然駆逐せらるるに比し遙かに利益である。

思うに露国の勝利は文明に対する一打撃であると同時に、東亞の一国としての露国の破滅も予の所見にては均しく不幸であらう。日露相対峙し互いに牽制して、その行動の緩和を相計るというのが最善である。

日本は驚異すべき長足の進歩を遂げ、軍事上におけると均しく産業上においても畏るべき國となつた。日本の文明は或る重要な点において吾等のそれと相異なるが、とにかく一大文明國である。日本と吾等との間には、互いに相教え相学ぶべきものがある。日本は例えはドイツの如き、産業上の一大勁敵けいけいてき〔強敵〕となるべく、今から十年にして日本は太平洋上の主動的産業國となるであろうと予は思う。日本がその通商を拡張し、太平洋の各地点にあまねく航路を開拓したのは、しかも戦時中にかかわらず、それを実行したのは驚くべき發展といわねばならぬ。日本の偉大なる産業が、その古来の驚くべき軍事的精神を年々共に変化せしめ、緩和すべきか否かはこれを断言し得ない。予の私見にては、これを変化せしむるであろうと思うが、その影響は百年後にならなければ現われまい。が、日本の駿々たる産業富力は或る程度に平和維持の楔子となろう。吾等は日本を遇するに鄭寧、寛宏、かつ正義を以てせねばならぬ。けれども吾等は我が海軍を充実せしめ、吾等は恐怖の下に左右せられずとのことを明示するを要する。予は日本はアジア大陸における対清関係が一決するまでは、フィリピンを覗覦する「うかがい狙う」ことはないであろうと信ずる。――

この書簡は日露相対峙して互いに牽制するを希望すると同時に、戦後の日本の成長を警戒する大統領の真意を如実に表明している点で注目されるものである。さるにても大統領から前述の訓令に接した在露都マイヤー大使は、即時これを外

相ラムスドルフに通じた。翌十七日ラムスドルフはマイヤーに対し「皇帝陛下には露日両国全権の会商地としてワシントンを選定することに何等異議を有し給わざること」と通牒した。カシニーもまた同十七日付にて大統領宛公文を裁して、「新聞紙の報道せる或る流説に顧み、本使は皇帝陛下には露日両国全権委員の会商地としてワシントンを確定的に承諾せられたりとの公電只今接到したことを通牒するの光榮を有す」と。大統領はこの公文を評し、「カシニーは冒頭に新聞紙の流説を云為し、あたかも本国政府はワシントンをハーヴィングに改むるの希望を明らかに余に通じなかつたものの如く裝つてゐるのは、巧妙ならざるにあらざれども、余は露国人は対手が虚偽と十二分に感付けることを自ら知りおりながら、平気でその虚偽を語つて憚らざる心理を了解するに苦しむ。余が今次和議の終局の成否如何について疑惑なき能わざるゆえんはかかる事情にある」(Bishop, *op. cit.*, p. 392)といつてゐる。

さるほどに露国委員の全権問題に関する大統領の勧説は前述の如くであつたので、小村は大統領において既にかく露国の誠実を保障した以上は、その上追論する要はないと認め、高平は小村の電訓の下に十九日大統領に會見し、談判委員の権限に関し日本政府の執つた態度は、敢えて難題を喚起し、また談判開始を遷延せしめようとするが如き意に出でたのではなく、慎重な用意の必要なるは既往の経験の教示する所であるのみならず、日本政府は談判開始の躊躇において起らぬとも限らぬ困難を事前に排除して、講和會議の進行を円滑ならしめるがため、本件に關しあらかじめ両者の合意を確立せしめ置こうとの深慮に外ならないと説明し、同時に日本政府は今や大統領の賢慮に全幅の信用を置き、これ以上の論議を須いずして講和条件商定の全権を有する委員を任命すべく、右委員は我が天皇陛下及び政府の信任を有する高官を以てこれに充て、そして八月上旬を以て華府に到達する予定にて簡派せられるであろうとのことを言明した。大統領は深く満足の意を表し、全権問題に関して日本の執つた態度の結果として、米人の一部には講和の実現或いは頓挫するのではないかと始終慎重の態度を持し、万一和議不調となるの暁、米国民の同情と諒解とを博するに心懸けるを肝要とすべく、かつ対露折衝に臨んでは、特に重要な点に関しては努めて寛大を示し、彼の体面を重んずるの態度を示すことが必要であらうと述べ、自分が如何に露国を反省せしむるに苦心したかを示そうと、その同日マイヤー大使に対し露帝またはラムスドルフに面謁して露国は今後共すべからく真率公明に行動することを勧告すべしと訓令した機密電文を高平に一閱

せしめた。當時ルーズヴェルトが如何に我が國に対して表面的にもせよ誠意真情を有したかは、その駐露大使に発する訓電の如き、往々高平の面前において自ら起案し、時には彼に向つて「自分はあたかも日本外務省の役人の如し」と一笑したことあるのを見ても知り得べく、殊にこれよりさき講和談判のようやく近づくに従い、時の駐露米国大使の親露的人物であつたに顧み、これを他に転ぜしめ、日本を解するメーヤーを特にローマから露都に転任せしめた。

この際において、大統領が和議成立のために英國政府に向つてなしたる試探的措置及び英國政府のこれに対する態度は、ビショップのルーズヴェルト伝によれば、大統領は六月十五日駐英大使リードに電訓し、英国外相ランズダウンに面会して英國は日本に講和を強勧するの手段に出で能わざるかを試探するよう命じた。同十七日リードは返電して曰う、「ランズダウンは『英國政府はこの上流血の続行せられるを嫌忌すること敢えて人後に落ちず、けれども日本が如何なる条件を要求するかをさえ知らぬから、日本に圧迫を加うるが如きは全然別箇の問題である』と云つた」と。こえて同月二十三日、リードは大統領に対し、その前日英帝エドワードに謁見した際の談話の要領を報告したが、この報告によれば英帝には講和条件は兩交戦国間において取定めしめるを最良と信ずる旨を語られ、リードがウラジオ港も陥落を免かれないだろうと、いうや帝には直ちに領かれ、その陥落は今にも見るかも知れぬと宣われ、次いでリードの手を取り、内密談として口を耳に寄せ「露人もし和議を聽かないとあらば何故に日本はウラジオを押え置き、講和の晩に寛仁大度を以てこれを露國に還付し遣わすの措置に出でないのか。これ最後の解決を容易ならしめるゆえんではないか」と低語された。リードは帝に右の御意を内密に大統領に通報して苦しからずやと尋ねた。帝はやや躊躇せられたる後、「或いは可ならん。但し公に報告してはならぬ。また他人の目に触れしめてはならぬ。その裁量は卿に委せよう」と述べられたというにあつた。これまた英國が当年我が國に表した好意の一例証である。

講和全権委員及び談判地に関する問題は、以上の始末で一応解決を告げたので、今や委員その人を詮衡するの段取となつた。我が國にあつては、桂首相は初め伊藤枢密院議長と小村とをこれに推すの腹案で、既にこれを内奏したかに伝えられたが、伊藤は桂に対する政治的理由もあり、播いたものは刈らざるべからず、日清の役は己れ首相であつたからその拾収は己れこれに当つたが、今次の和局には桂自身これに当るのを順序とする、かつ己れは帝都を離れ難い事情もある、むしろ内にあつて匪躬の節をつくそうと希うとの意でこれを辞し、議は転じて小村と高平とに移つた。當時谷隈山〔谷干城〕の伊藤に贈つた書簡には、

——新聞などには又々老台に御苦労を掛けんとするの説あり。この度は是非とも桂、小村をやるべし。老台を勞するまでのむつかしき事にあらず、もし老台がおだてられて行く時は、老台は槍玉に上るべし。そして或る部の人のために陥るの恐れあり。それはさて置き、馬鹿にせらるるを遺憾とするなり。もしも万一にも聖断により止むを得ずとせば、山県公を第一とし内閣員一統の調印を取り、後日伊藤がしたことで己れは知らぬなど決していい得ぬ証拠物を取置き、時期を以て公にすべし。しからざれば徒に秦檜存欽視せらるは必ず老台なり。老台は才学あり智識あるも、浮乎と乗せらるの短處あり。これ野夫〔自己の謙称〕が老台のために惜しむ処なり。今度の戦役は二十七、八年〔一八九四、五年、日清戦争〕とは正反対にして、平和後の内地の惨憺たる情況たる火を見るよりも明らかなり。この度の談判は誰が任じても妙案なし。桂、小村にて沢山なり。徒に馬鹿者の怨を買うは愚の至りなり。(島内登志衛編『谷干城遺稿』下、第六七〇頁)――

とあるが、伊藤の辞退は必ずしもこの勧告があつた故でもなかろう。初め小村の簡派に付いては、元老間には彼が時に硬論に過ぎ、訓令以外に走つて大胆の举措に出ではせぬかと慮り、その任命に懸念する色もあつた。そして山本海相はわざと小村に「訓令以外のことは必ず稟議せられるだろう」と念を押したのに、小村は「勿論なり」と答えたので、御前会議において聖断により小村と高平とがこの重任にあたることに決した由である。大統領の六月二十六日のメーヤー大使に対する電訓に曰う、「大統領の了解する所にては、日本政府は外務大臣小村男^{だん}と在華府日本公使高平氏とをその使節に任命するの考慮中なるが如し。この儀を内密にラムスドルフ伯に通すべし。小村男^{だん}の任命は、同様の場合において余が国務長官ヘイを任命するに等しきもので、日本政府がなし得る最高の任命なること論なし。余は日本が講和の熱心なる希望を以てその第一人を送らうとする証として、男^{だん}の任命に大いに満足する。余は露国の全権委員の一人は十中九までネリドフなるべしとのことを内密に日本政府に通じて置いた」と。大統領は小村の任命を、確かに大満足に感じたのである。

これよりさき、露國政府にては同国外交官中の最古参者たる駐仏大使ネリドフを主席講和委員とする意向で、これを米国政府に内牒し、同時にその正式任命の際これに講和条件商定の全権を付与することを改めて明言した。この言明を特になすに至つた次第は他でもない。メーヤー大使は外相ラムスドルフの依頼に基き、日本全権委員の人選及び休戦規約締結の件に関し日本政府の意向を確かめられたき旨六月二十二日を以て大統領へ雷稟する所あつた。大統領は露國が休戦の希望を表白した機会こそ實に全権問題に關し露國政府の注意を促す好機会と認め、同問題が既に日本政府との間に一先ず決了したにもかかわらず、特に折返し翌二十三日メーヤーに電訓してラムスドルフに対し、

珍田捨巳 18, 24
ディロン 125, 138, 213, 215, 231, 271, 285,
286, 296, 316
デニソン 61, 217, 235, 240, 284, 293, 296
デルカッセ 127, 133-135, 165, 173, 183,
184, 193, 221, 230
天津条約 26
東清鉄道 20, 22, 23, 32, 34, 38, 42, 78, 83,
92, 99, 107, 109, 221, 245, 250, 254, 255,
263, 278
独帝 122, 130-133, 168-171, 173-175,
180-183, 192, 193, 195, 199, 204, 205, 211,
230, 231, 273, 278, 287-289, 309, 315

な 行

長岡外史 224, 225
ナボコフ 239, 240, 270
ニコライ二世 90, 114, 132 →露帝
西・ローゼン協約 69
日英協約 63, 64, 68, 74, 75, 77, 141, 159
日英同盟 12, 37, 40-43, 45, 46, 49, 50,
52-56, 59-61, 66, 71-73, 75, 76, 78, 87, 97,
127, 172
日露協商 52, 53, 56, 58, 61, 66, 87, 89, 106,
114
日露協約 42, 57, 62, 64, 316
日露同盟 215, 286
日韓条約 93
日清協約 312
ネリドフ 200, 210, 212, 214, 215

は 行

林権助 93, 94, 143
林董 41, 43-51, 54-56, 59-61, 64, 66-73,
75, 76, 97, 98, 127, 128, 159, 160, 162, 163,
215, 286
ピューロー 43, 72, 130, 131, 170
ヒルコフ 279
伏見宮貞愛 168, 231
武断派（ロシア） 77, 86, 91, 100, 178
ブランソン 82, 89, 239, 293
ブレーヴェ 82, 90
文治派（ロシア） 77, 85, 86, 91, 100, 226
ハイ 85, 116, 129, 167, 169, 170, 173,
180-182, 194, 210
平和派（ロシア） 90, 100, 113, 127, 183, 215
ペゾブラゾフ 81, 88-91, 93, 100, 113-116
北清事件／北清事変 9-13, 15, 17, 18, 30,
41-44, 105, 128, 250, 279 →義和団事件
ポコチロフ 34, 35, 244, 275, 293, 296

ま 行

マクドナルド 45, 54
マルテンス 140, 231, 244, 285, 293, 296
名誉 55, 143, 166, 176, 181, 191, 193, 201,
220, 227, 232
メーヤー 191, 193, 195-197, 204, 208-210,
212, 265, 269, 273, 274, 309

や 行

山座円次郎 61, 110, 111, 217, 227, 235,
239, 284, 285, 296, 312, 313, 316
山本権兵衛 9, 10, 61, 68, 95, 122, 210, 223,
225, 279, 313, 316

ら 行

ラムスドルフ 18, 19, 22, 30, 31, 37, 56-59,
65, 76-78, 81, 82, 85, 90-92, 99-102,
110-115, 117-121, 124, 125, 127, 204-206,
208, 210, 212-215, 228, 232, 261, 265, 266,
270, 273, 276, 291, 304, 314, 315, 317
ランズダウン 17, 44-46, 48-51, 54-56, 59,
66-73, 75, 98, 128, 159, 160, 162, 170, 175,
209, 309
李鴻章 18-20, 22, 24, 27, 29, 31, 35
リネウィッチ 223, 224, 226, 272, 275, 277,
280, 281, 294, 307
旅順会議 88-90
ルーズヴェルト 85, 144, 145, 167, 168,
172, 174, 177, 187, 189, 193, 195, 196, 198,
199, 203, 204, 209, 211, 219, 228, 233, 237,
244, 264-267, 273, 289, 293, 298, 309
レンシン 216, 260
レッサー 82, 85, 86, 88, 89
ローゼン 69, 78, 102-112, 114, 115, 117,
119, 122, 124-126, 188, 189, 200, 212, 215,
216, 231-233, 237, 239, 240, 258, 264, 265,
270, 287, 296-298, 302-304, 314
露清協約 16, 25, 26, 35, 37, 79, 80, 81, 84
露清銀行 29, 32, 34-38, 42, 83, 91, 246
露清密約 16, 42, 254
露帝 56, 65, 88, 101, 104, 111, 113, 114,
118, 120, 122, 125, 126, 130, 131, 133, 136,
138, 148, 149, 170, 174-178, 180, 186,
191-196, 198, 199, 203-206, 208, 211, 213,
214, 219, 229, 231, 236, 241, 244, 250, 253,
259, 261, 265, 269, 270, 272-278, 282-284,
287, 288, 291, 292, 303, 304, 309, 315, 317
→ニコライ二世

索引

あ 行

- アバザ 90, 103, 113, 120
アレクセーエフ 17, 80, 81, 88-92,
100-104, 111, 116, 119-121, 124, 139, 148,
166
威厳 14, 24, 89, 143, 166, 167, 176, 251,
257, 258, 260, 261, 266, 315
威信 55, 58, 232, 247, 282, 284
イズヴォルスキー 31, 42, 52, 77, 212, 214,
215, 286, 315
伊藤内閣 9, 10, 26, 42, 43, 45
伊藤博文 9, 42, 47, 48, 51-61, 64-66, 72,
77, 78, 84, 87, 94, 97, 110, 123, 125, 137,
209, 210, 215, 219, 225, 227, 239, 286, 304,
313, 316
井上馨 11, 48, 52, 53, 61, 94, 97, 123, 161,
227
ヴィッテ 27, 35, 37, 56, 57, 65, 77, 80, 81,
85, 90, 91-93, 100, 113, 114, 120, 132, 167,
176, 212-216, 226, 229-234, 236-242, 244,
247-277, 282, 284-287, 290-298, 302-304,
309-312, 314-317
ヴィルヘルム二世 → 独帝
ヴォガック 89, 90
榮辱 275, 277
英独協商 44, 67, 170
英独協約 16, 17
エッカルドスタイル 43, 45
大山巖 48, 61, 94, 122, 218, 278, 279, 281

か 行

- 桂太郎 9-11, 41, 46, 48, 49, 51-56, 58-61,
65, 66, 71, 76, 83, 84, 94, 95, 97, 111, 123,
137, 164, 190, 209, 210, 217, 218, 222-227,
231, 291, 305, 308, 312-314, 316
桂内閣 10, 15, 26, 27, 45, 57, 136
加藤高明 9, 11, 17, 20, 23-26, 42, 43
金子堅太郎 137, 144, 145, 168, 174, 178,
180, 190, 195, 199, 201, 228, 233, 264, 265,
267, 268, 273, 274, 285, 287-289, 304
韓国保護条約 312
恐黄 123, 137
極東委員会 103

- 極東総督（府） 17, 91, 100, 101, 103, 148,
149
義和団事件 39, 42, 80 → 北清事件／北清
事変
グリスコム 129, 197, 309
栗野慎一郎 55, 75-79, 93, 98-102,
110-112, 114, 117-125, 239
クロパトキン 80, 81, 86-88, 90, 91, 94,
166, 176, 200, 224, 260, 272, 280, 281, 307
慶親王 18, 20, 22, 24, 28, 29, 31, 33-37, 82,
84-86, 92
ココフツエフ 272
児玉源太郎 9, 10, 224-226, 279, 281
コロストヴェツ 18, 239, 240, 252, 270,
271, 274, 275, 285, 286, 296, 297, 303

さ 行

- 七博士対露意見書 97
シフ 162
シベリア鉄道 62, 91, 139, 279
ジュスラン 174, 177, 181, 205
主戦派（ロシア） 113, 114, 121, 122, 127,
277
侵略 11, 39, 42, 47, 48, 62, 64, 69, 70, 71,
73, 74, 85, 92, 94, 103, 106, 136, 213, 221,
250, 254, 255
末松謙澄 137
ストーン 286-290
スプリングライス 172, 173, 180
曾禰荒助 9, 47, 48

た 行

- 体面 208, 248, 282
対露同志会 110, 111
高橋是清 161-163
高平小五郎 75, 128, 129, 130, 171-173,
177-182, 184-188, 190, 191, 193-196,
199-203, 206-211, 216, 228, 235-237,
239-241, 275-277, 284, 288, 289, 296-298,
302-304, 314
谷干城 209, 306
タフト 167, 182, 184, 185, 194, 231
チエンバレン 42, 71, 72